

# 日英村落史的対比研究方法試論： 世代継承と家屋敷分布\*

A methodological essay on the empirical historical study for the paralleling and contrasting of regions in Japan and England: generation succession and messuage distribution

高橋基泰

Motoyasu TAKAHASHI

## Abstract

This methodological essay on the empirical historical study for the paralleling and contrasting of regions in Japan and England focuses on the generation succession of each villagers families and kin relationships as well as the changes in the messuage distribution patterns. This author has been engaged in the paralleling and contrasting study between Japan and England, for the latter whose economic and social history of rural families in early modern period was the origin of the study. Although I produced the data and maps of messuage distribution and generation succession for Willingham in Cambridgeshire, I have not used them for Kami-shiojiri in Nagano prefecture, Japan. This is simply due to the unavailability of equivalent data. The 'parallel and contrast' approach is based on the recognition of the historical uniqueness of each object and on a determination to find the ways they are the same as other places, their similarities and their distinctive characteristics, rather than seeking to find the ways in which they are completely different. Therefore, the issues of analysis naturally become multiple. In particular the topics dealt with in this paper demand the optical images, and they are efficient. Now newly gained Kami-shiojiri data would provide such multiple dimensioned usages to provide the more common and similar features, rather than differences, in terms of the generation succession, especially the messuage distribution patterns.

## はじめに

本稿は、日英村落史的対比研究の方法試論であり、とくに住民の親族・同族・家・家族それぞれの関係および世代継承と密接に関わる家屋敷・住居分布の変遷に焦点をあてる。筆者は、イギリス近代初期・近世期農村家族の社会経済史から出発し、対比研究の形で日本の村落との対比を行っている。だが、ケンブリッジ州ウィリングム教区については、拙著において親族関

係・相続慣行・世代継承をテーマにまとめたが、そこで用いた住居分布および世代継承についてのデータを、日本の事例対象として設定した長野県旧上田藩上塩尻村との対比ができないままにあった。対比研究とは、従来の単線的な経済発展段階説に依拠した比較史のように研究対象の差異にもつばらの関心を寄せるのではなく、互いの歴史的独自性を尊重するという基本姿勢のもとに、双方の共通点・相似点そして相違点を抽出する、という方法である。そのため、分析項目は史料のあり方から出発し、多角化する。とくに居住の観点は、視覚イメージに直接訴えかけるものであるとともに、それぞれの住民の記憶や慣行にも直接影響を与えるものであるた

---

\*本稿は、日本学術振興会科学研究補助金平成30年度基盤研究B一般「市場経済形成期における地域金融組織の日英対比研究」(課題番号:18H00878, 研究代表者:高橋基泰)の研究成果公開の一部をなす。

め、研究項目としては重要であり、また効果的である。ところが、ウィリンガム教区で1575年・1603年・1718年(1720年代)と地図をとまなう土地調査記録が見出され、史料として活用できたような状況に、上塩尻村の方は史料群としては圧倒的ながら地図については必ずしも十分ではなかった。しかし、最近、藤本蚕業歴史館が設立されるとともに、そこに所蔵される絵地図が、正保2(1645)年・元禄12(1699)年・享保2(1717)年・文化14(1817)年・万延元(1860)年と本村主要集落である大村の家屋敷の分布を示すものであることが判明した。

以上のような状況で、対比研究の方法における多角化を進めるために、本稿では、対比の前提となるこれまでの知見を踏まえた上で、まず英国ウィリンガム教区の事例を振り返り、このほど新史料データの得られた上塩尻村を観察する。その上で、共通・相似・相違の各面から対比を試行する。

## 1 前 提

旧拙著『村の相伝：近代英国編－親族構造・相続慣行・世代継承－』を公刊した時点(1999年)で、一村落全体の親族関係を時系列的に世代継承として地図に表した研究は管見の限りでは見られず、その後の研究史の展開に期待したが、いまだに比較可能となるようなモノグラフ事例研究は現れていない。他方、絵地図を含め史料の豊富な近世日本では、と期してきたが、対比に耐えるデータを提供するのは、筆者自身が構成員として取り組む上塩尻村研究会の収集した史料群に留まるのが現状であり、しかもここにおいてさえ、本稿にしてようやく組上に載せる段階にいたったところである。ひとえに、研究の深化および進化を待つしかなかった。

### 【研究小史】

世代継承については、その研究は通常コミュニティ単位でなされるものである。継続性とは一方で変化をも意味し、具体的な数値を挙げた

のは、イギリスにおいては、ケンブリッジ・グループ(人口と社会構造の歴史のための研究グループ Cambridge Group for the study of the history of Population and Social Structure: CAMPOP) 創立者の1人であるP.ラズレットによる研究が皮切りと言って良い。そこで出た数字としては、ノッティンガム州クレイワース Clayworth 教区で、1676年における住民の61%が12年後にはもはや存在しなかった、というものである。この数字の意味するのは、比較的高い移動性である<sup>1)</sup>。このことはいわゆるレスター学派の地域史モノグラフ研究においても確認され、レスター州キブワース・ハーコート Kibworth Harcourt 教区で1280年から1700年までの期間における姓転換図を描き出したC.ハウエルが、あるいはその四半世紀以上前にやはりレスター州ウイグストン・マグナ Wigston Magna 教区でW. G. ホスキンスが指摘しているところでもある<sup>2)</sup>。さらに、南部であるハンブシャー州オディアム Odiham 教区においてB.ステイプルトンが見出したデータは、少なくとも3世代続いた43家族のうち、9世代まで続いたのは1件、8世代までが1件、7世代が2件、6世代までであれば8件ずつ、という内容である。また、同教区で洗礼を受けた子どもを埋葬まで調査すると、各世代の3人に1人のみが同教区で埋葬された。他の7割ほどの者は、同教区で結婚する前に、あるいは結婚後に去っていた<sup>3)</sup>。実のところ、このオディアム教区では、3世代続いた家族の7割が4世代目におい

1) P. Laslett, *Family Life and Illicit Love in Earlier Generations* (Cambridge, 1977), pp. 98-9.

2) W. G. Hoskins, *The Midland Peasants* (London, 1957), pp. 195-6; C. Howell, 'Peasant inheritance customs in the Midlands, 1280-1700', in J. R. Goody, et al. eds., *Family and Inheritance* (Cambridge, 1976), pp. 123-8, とくに Figure 1. また、C. Howell, *Land, Family and Inheritance in Transition* (Leicester, 1983), pp. 240-4, Figure 16.

3) B. Stapleton, 'Family strategies: patterns of inheritance in Odiham, Hampshire, 1525-1850', *Continuity and Change*, 14/3 (1999), pp. 385-402, esp., p. 387.

でも続いている，ということになり，ウィリಂಗム教区では4世代目まで続くのは4分の1程度であったため，定着性は前者が高いと言える。だが，各人の親族関係の記載が多い，遺言書という最小単位の家系譜をコミュニティ単位で系統立てて分析すると，予想以上に親族関係の紐帯が観察でき，これら2つの教区は，子孫が緩やかに散らばる過程をたどったという点では相似を示していたのである<sup>4)</sup> このウィリಂಗム教区における親族関係の収縮・拡大は，16世紀末から17世紀初めの拡大期を頂点としていたが，その集中・拡散は，ウィリಂಗムが属する，より広域な社会の動きに対応するものであった。

とくに，近世期の英国社会に関して，フレッチャーおよびスティブソンらは，経済・社会階層間での分極化は文化的分化を伴うことを強調した。しかし，親族関係にあり，協働しあう世帯主がウィリングムでは半数以上経済・社会階層を超えていることも以下に紹介する地図の上でも実証されている。有名なK. ライトソンがエセックス州ターリングの研究で用いた多角的に史料を用いる親族ネット・ワーキングの方法は1671年炉税という一時点を扱っている。もっとも，ライトソンは別稿では，M. スパフォドの手法を援用し，大特別税（1524・1525年）における社会階層と炉税における比較も行った。この異なる年代・史料で行うやり方で，多くの知見を得た。そのため筆者は，彼らのその方法をさらに発展させ，大特別税のときから，1575年・1603年・1720年代にまで広げたのである。その過程で生まれたのが親族関係地図である。これらには保有者の名前も示してあり，別の地図も作成した<sup>5)</sup>

4) 遺言書における「妻」「孫」「従兄弟」などの親族関係への言及の頻度については，D. クレシーがエリザベス期のエセックス州のヨーマン層120件と，1680年以降のウィルトシャー州のヨーマン層および手工業者276件を用いた分析でふれている。D. Cressy, 'Kinship and kin interaction in early modern England', *Past and Present*, 113, pp. 55-9.

### 【対象概観】

対象としてとりあげるのは，日本では長野県旧上田藩上塩尻村（現在は上田市上塩尻），英国ではケンブリッジ州ウィリಂಗム教区の沼沢地縁り村落である。

旧拙著で知見をまとめているので，まずウィリಂಗム教区について概観する。16・17世紀ウィリಂಗム教区は大幅な人口流入<sup>6)</sup> と17世紀後半における女子乳幼児の高い死亡率とを経験している<sup>7)</sup>。1559年から1800年までの期間，当教区の教区登録簿の家族復原は，当教区の遺言書群とあわせ用いることで相続パターンに関する知見をもたらす。人口が増えていくとともに，耕作地を完全に半ヤードランド保有する者の頭数が減り小規模な耕作地の保有者数が増える。さらに，このケンブリッジ州のウーズ河畔地帯における人口増加は，1524年から1660・70年代までの時点をとれば，著しいものであった。とくに遺言書を調べると，親族同士の結びつきの認識が個々人の土地保有高や属する社会階層の差異を越えるものであったことが明らかとなるのである<sup>8)</sup>

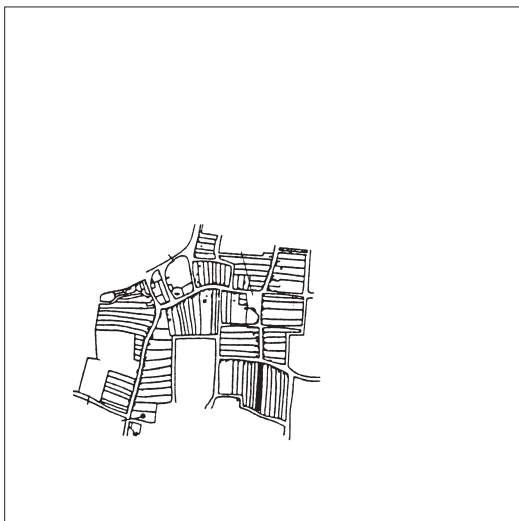
5) ウィリングムでは耕地記録台帳および地図の保存状態が良好のためこうしたことも可能になる。6戸以上の世帯主は，1ヤードランド以上の耕作地の保有者，および大特別税において10ポンド以上の額で査定されている者は相等しい，とした。3戸から5戸までで課税された世帯主は，半ヤードランド耕作地の保有者および大特別税の5ポンド以上10ポンド未満の額で査定された者に相等する，と規定している。ウィリングムではこの階層に属するものが，社会の実質的な土台を担っていた。2戸の世帯主は小規模の耕作地保有者に等しいものとした。1戸で課税された者ならびに支払い免除の扱いを受けた者は，耕地記録台帳においては土地無しの者，大特別税では賃金で査定された者に引き較べられる。

6) M. Spufford, *Contrasting Communities* (Cambridge, 1974), pp. 18-22.

7) G. Reynolds, 'Infant mortality and sex ratios at baptism as shown by reconstruction of Willingham, a parish at the edge of the Fens in Cambridgeshire', *Local Population Studies*, 22 (1979), pp. 31-7.

8) M. Spufford and M. Takahashi, 'Families, will witnesses and economic structure in the Fens and on the Chalk: sixteenth and seventeenth-Century Willingham and Chippenham', *Albion*, 28/3 (1996), p. 387.

ケンブリッジ州ウィリンガム教区 航空写真



ウィリンガム教区集落

日本の事例としてとりあげた上塩尻は、1750年前後に700名余でおよそ30年間で800名ほどになり、1800年以降、1870年頃までに飢饉時も含め増減はあるが、人口およそ800名余の村であった。規模としては平均である。世帯 household 数については双方ほぼ同じであった。なぜなら上塩尻村の宗門改帳上の単位である、家ユニットを仮に「世帯」とみなすとしたならばのことであるが。もっとも、日本の家ユニット単位は、英国の世帯に比べるとより大規模であったと見なせ、18世紀後半には構成員の平均人数は8名以上であった。とはいえ上塩尻村

での家ユニットの規模はごく短い期間に急速に縮小する。それでも19世紀中葉に5名程度は保つのである<sup>9)</sup>。しかし、江戸期日本の多くの家族がそうであったように、上塩尻村でも養子は頻繁におこなわれた。その結果世代継承の度合いは高く、200年間以上の期間で10ないし15世代にいたることも珍しくない。それらは同族により、なるべく絶家を避けるというバックアップ機能が作動したという一面もある。その結果ないしその原因でもあるが若い世代による分家の形成とも表裏の関係にある。

## 2 英国：ケンブリッジ州ウィリングガム教区

旧拙著『村の相伝：近代英国編』では、紙面の都合で史料についての説明は、もっぱら重用した教会検認記録である遺言書と教会登録記録の教区登録簿にほぼ限定している。そのため、視覚情報をもたらす地図についてはほとんど説明もなく、調査項目の分析の手段として所与を前提に用いた。また、拙著公刊後は、英語版を出版した後は、もっぱら相続および相続慣行の観点から世代継承のメカニズムに焦点をあててきたため、地図上の住居のあり方との関連については、結果として現在まで閑却した形になっている。

ところが、今回、対比研究として、あらためてウィリングガム教区の地図について取り上げる必要が生じてきた。それとともに、これまで地図について解説をしていなかったため、この場を借りておこなうものである。この過程は上塩尻村と共通する。

### 2-1 世代継承：姓転換

ウィリングガム教区における世代継承については姓転換における変化を分析するために用いた史料と重なることもあり、史料としては紹介済

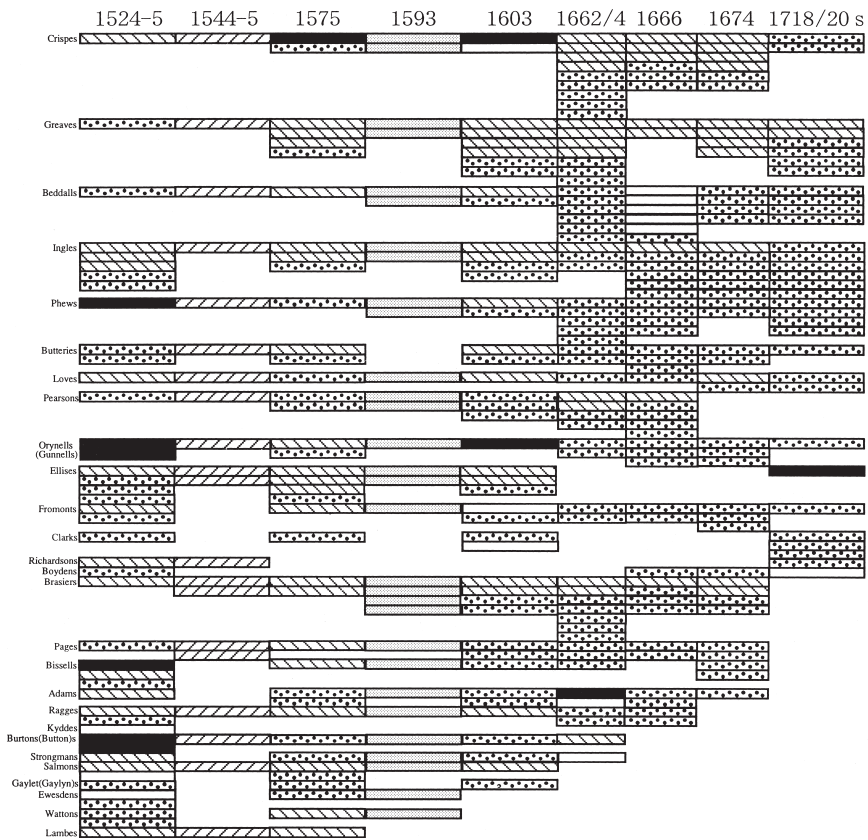
みである。それは、親族構造と世代継承についての議論をする過程でのことであった。そこでの知見として、16・17世紀のウィリングガム教区は全体として、土地保有の細分化を伴いつつ貧困化する傾向にあったが、それが親族関係のあり方にも反映し、2割前後の協力し合う親族集団が貧困化しながらも家系を200年以上継続させていた、というものである。その経過を世帯主もしくは土地所有者個人の単位で示すために、ウィリングガムでの姓の転換を図解にして継続性の度合いを分析した。そこでは、親族関係網の性質の変化と社会階層との連関を視覚的にとらえるための工夫をほどこしている(図1)<sup>10)</sup>。視覚的に把握しやすくするため、4つに分けた階層を裕福度の高い順から濃淡をつけた。階層Ⅰがフルのヤードランド yardland 保有者である。1ヤードランドは本教区が属する地域の伝統的な単位で、日本で言えば本百姓にあたり、1軒前、と訳するのが対比的にも妥当である。40エーカー前後の保有面積を持つ。身分呼称としては、ヨーマン yeoman である。階層Ⅱは半ヤードランド。日本では半軒前、と呼ぶ地域もある存在に匹敵する。20エーカーないし15エーカー程度の保有面積が一般である。身分呼称としては、ハズバンドマン husbandman。裕福な

10) ここで用いられた史料は以下ようになる。Public Records Office (P. R. O.) E179/81/126, 130 Subsidy Assessments, 1524, E179/81/142, 156, 159 Subsidy Assessments, 1525, E179/82/185, 200, 206 Subsidy Assessments, 1544/46, E179/84/436 Michaelmas Hearth Tax Returns, 1662, E179/84/437 Michaelmas Hearth Tax Returns, 1664, E179/244/22 Lady Day Hearth Tax Returns, 1666, E179/244/23 Lady Day Hearth Tax Returns, 1674; Cambridgeshire Archives (以下 C. A.) Li/118 Court Rolls (1547-1602), P50/28/54 Nine Sheets of Parish Accounts (1567-1590), P127/28/10 Map Town Land, R59/14/5/8 (a)-(f) Town Terriers and Field Books, Willingham Parish Registers.; C. A. and Cambridge University Library (C. U. L.) Willingham Original Wills, Willingham Registered Wills.

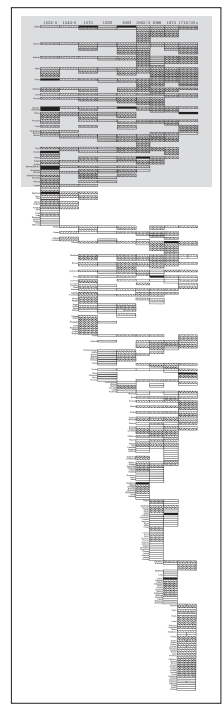
本節のデータおよび分析結果は、すでに拙著『近世英国農村社会経済慣行史論』愛媛大学経済学叢書21(2016年)第3章にまとめてあるが、本稿では日英村落対比研究のための方法論を論じるため、あらためて高次の観点からとりあげるものである。

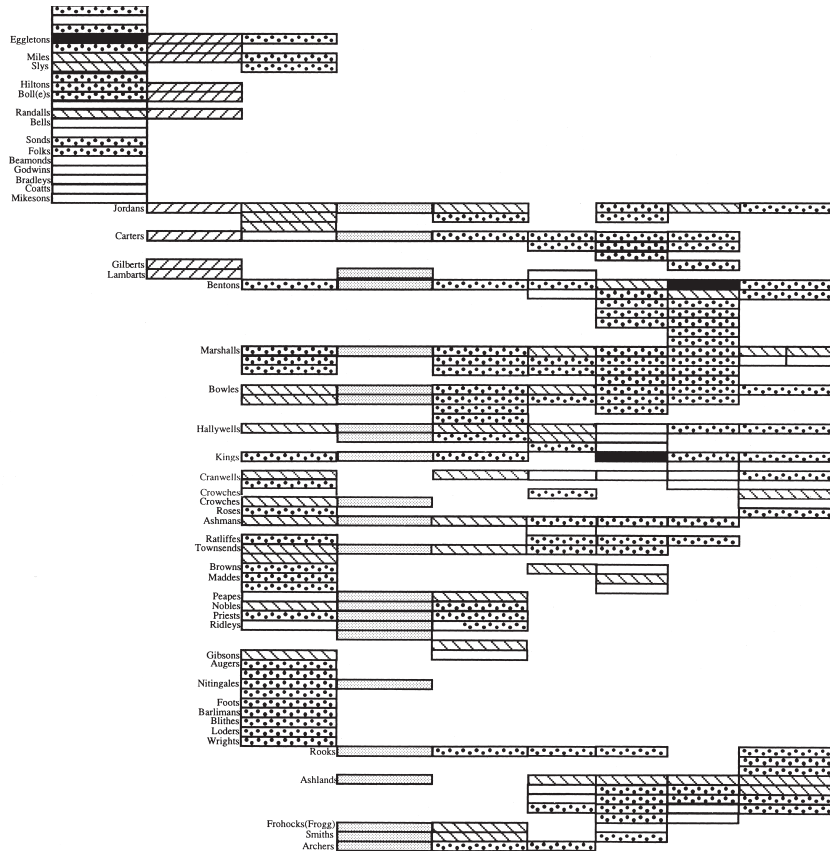
9) 英国における世帯規模については、P. Laslett and R. Wall, eds., *Household and Family in Past Time* (Cambridge, 1972), p. 138.

図1 ウィリングガムにおける姓の転換 (個人単位) 家名入り

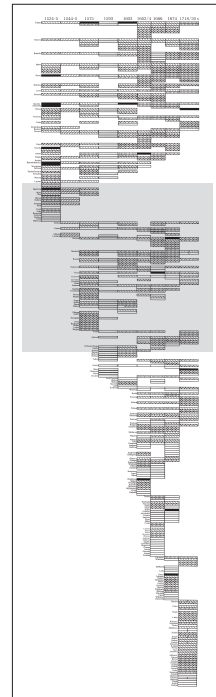


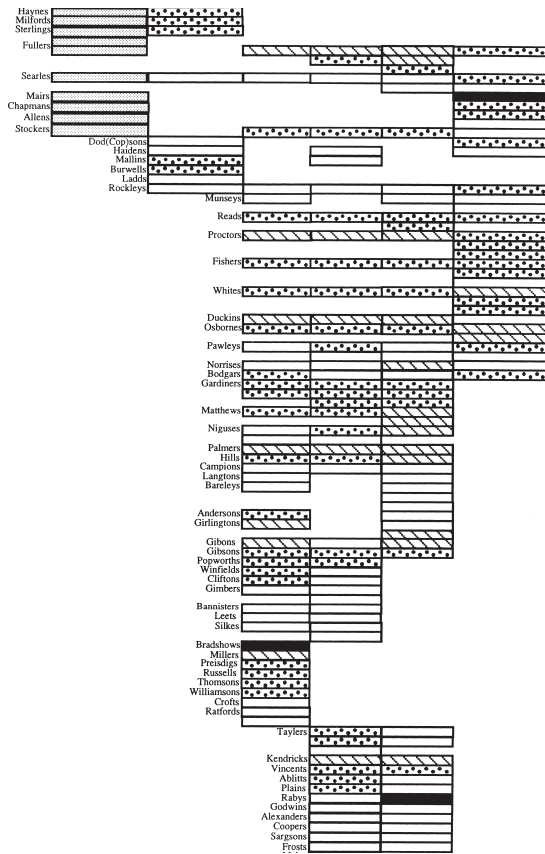
- 1524-5年 大特別税 10ポンド以上  
 1575年 土地調査記録 1ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 6炉以上  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 1ヤードランド以上
- 1524-5年 大特別税 5ポンド以上9ポンド+以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 3炉以上5炉以下  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド以上
- 1524-5年 大特別税 30シリング以上4ポンド以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド未満  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 2炉  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド未満
- 1524-5年 大特別税 30シリング未満  
 1575年 土地調査記録 土地無し  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 1炉あるいは課税免除  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 土地無し
- 1544/6年 大特別税
- 1593年 村立学校設立寄付





- 1524-5年 大特別税 10ポンド以上  
 1575年 土地調査記録 1ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 6炉以上  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 1ヤードランド以上
- 1524-5年 大特別税 5ポンド以上9ポンド以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 3炉以上5炉以下  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド以上
- 1524-5年 大特別税 30シリング以上4ポンド以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド未満  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 2炉  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド未満
- 1524-5年 大特別税 30シリング未満  
 1575年 土地調査記録 土地無し  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 1炉あるいは課税免除  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 土地無し
- 1544/6年 大特別税
- 1593年 村立学校設立寄付

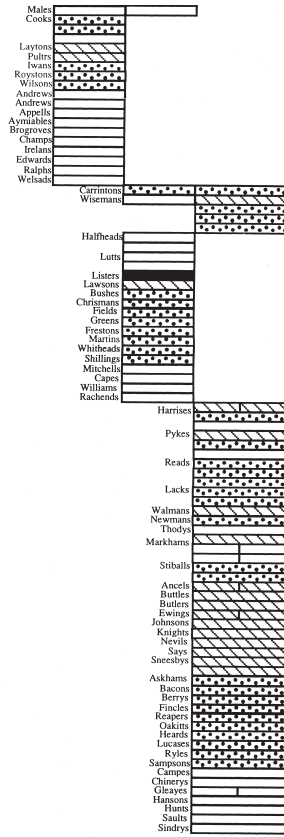




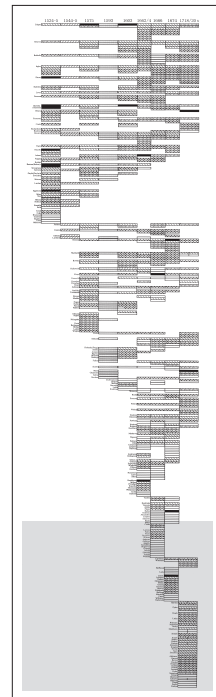
- 1524-5年 大特別税 10ポンド以上  
 1575年 土地調査記録 1ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 6炉以上  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 1ヤードランド以上
- ▨ 1524-5年 大特別税 5ポンド以上9ポンド以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 3炉以上5炉以下  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド以上
- ▩ 1524-5年 大特別税 30シリング以上4ポンド以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド未満  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 2炉  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド未満
- ▬ 1524-5年 大特別税 30シリング未満  
 1575年 土地調査記録 土地無し  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 1炉あるいは課税免除  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 土地無し
- ▧ 1544/6年 大特別税
- ▯ 1593年 村立学校設立寄付







- 1524-5年 大特別税 10ポンド以上  
 1575年 土地調査記録 1ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 6炉以上  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 1ヤードランド以上
  
- 1524-5年 大特別税 5ポンド以上9ポンド+以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド以上  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 3炉以上5炉以下  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド以上
  
- 1524-5年 大特別税 30シリング以上4ポンド以下  
 1575年 土地調査記録 半ヤードランド未満  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 2炉  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 半ヤードランド未満
  
- 1524-5年 大特別税 30シリング未満  
 1575年 土地調査記録 土地無し  
 1603年 地図 同  
 1662/4年 炉税調査記録 1炉あるいは課税免除  
 1666年 同  
 1674年 同  
 1718/20年代 土地調査記録 土地無し
  
- 1544/6年 大特別税
- 1593年 村立学校設立寄付



手工業者 *craftman* もここに入る。階層Ⅲは小規模保有者であり、小屋住み *cottar*, である。保有面積は15エーカー未満である。さらに土地無しで日雇い労働者 *labourer* とみなされるのが階層Ⅳにあたる。

具体的には、1524年および1525年大特別税の段階で本教区に存在していた43家族の中で半分を占める22家族が身内に賃金労働者ないし土地無しの者を含めていた。その後200年たつて土地調査記録のある1720年代の時点では、その労働者のいた家族のうち、7家族が存続している。これは当初22家族の3分の1に相当する。1世代が何年間と定めるのは状況によるが、仮に30年とすると、200年間続くという場合、5世代から6世代、算定の仕方によっては7世代から8世代までになる可能性は否定できない。全体でみても6家族に1家族は、もともと日雇いや土地無しのメンバーを含むような経済状況でありながらも、2世紀、5・6世代を経てウィリングムで家名を続けているのである。もっとも、ウィリングムの場合にはそうした富裕度は一定ではなく、時代を下るにつれ貧困の度合いが全体として強まってくる。視覚的には濃淡として、富裕度が高ければより濃く、低ければより淡くなるため、時系列的に見て次第に全体として淡くなる様子が明らかである。実際に、各家族構成員の内実を社会階層の観点からみていくと一様ではない。姓を同じくする同士でも、貧富の差および社会階層の違いはあるが、ビダル家のように一族内でより富んだ者がより貧しい者を扶助することはよく見られた現象であったようだ。

既に紹介されているのでここでは簡略に述べるが、ビダル家小史は大ウィリアム・ビダルが1586年に遺言書を残してこの世を去った時から始まる<sup>11)</sup>。彼は半ヤードランドの保有者であ

り、裕福でもあった。彼の妻セシリイは彼の死後寡婦として1595年まで生きた。彼女もまた遺言書を残し、多数いる孫へ遺贈している<sup>12)</sup>。この夫婦には息子4名、娘1名がいた。長男は父の死の時点では既に独立し、その子ども、夫妻の孫のうち何名かは父大ウィリアムや母セシリイの遺言書に名前が出ている。大ウィリアムのもう1人の息子が半ヤードランドを相続した。他の息子達は小土地片あるいは現金といったもので身を立てる仕儀となり、沼沢の共同利益地に関わることで不足を補ったと思われる。

大ウィリアム・ビダルの遺言書は現在のところ、近世期イギリスでは唯一知られる身体障害者への配慮を示す史料であり、父親と同名の小ウィリアム・ビダルは現金、生涯にわたる食事の提供および店を出すために納屋一画を与えられたのである。彼は生まれつき足が不自由だったが、靴工となり成功した。彼が未婚で死んだため、1593年に残された彼自身の遺言書では多数の甥・姪・幼い従兄弟姉妹らに金銭が与えられている。足の不自由な小ウィリアムと彼の兄弟のうち少なくとも2人とは協力し合ったことが、彼らが共同で羊の群れを飼っていたという点からも明らかである<sup>13)</sup>。おそらく小ウィリアムは規模こそ小さいが金融業も営み、彼の兄の1人および織物職人であるもう1人の「ウィリアム・ビダル」に貸し付けた金を遺言書で帳消しにしている。2人のウィリアムの一方は生まれつき足が不自由で居職の靴工、もう一方は小規模の職人である。両者の関係はわかっていない。織物職人の方のウィリアムは大ウィリアム・ビダルもしくはその妻セシリイの従兄弟であったと推測される。足の不自由な靴工ウィリアムは、「戦士」‘*soldier*’ ジョン・ビダルの子供らで分け合うようにと10シリングを、また、「親戚」‘*kinsman*’のクリストファ・ビダルに6

11) C. A., Willingham Registered Will, William Bedall, VC19: 122. 詳しくは、拙著『村の相伝：近代英国編』、212-4頁。また、M. Spufford, *Contrasting Communities*, p. 140.

12) C. A., Willingham Registered Will, Cecily Bedall, VC 20: 298.

13) C. A., Willingham Registered Will, William Bedall, VC20: 185.

シリング8ペンス残している。この家族集団の外縁には、ロジャー・ビダルのように真に貧しい者がいた。ロジャーは1589年に死ぬ際、3人の子持ちであったが土地無しであった。それでも遺言書を作成したのだが、そこでは息子の1人にはシート1枚と3シリングを残したのみにとどまる<sup>14)</sup> こうしたビダル家全体に見られる親族間の協力は社会的もしくは経済的階層を超えるものであったこの点は消極的ながら、日本の同族に見られる状況と対比可能である。

## 2-2 家屋敷地図

上記土地調査記録には、個々の家屋敷 message が詳細に描かれ、それに対応する所有者名が1575年、1603年（地図）、1718年（1720年代）の3つの地番ごとにリストアップされている。これらを組み合わせるという欲求を抑えることが30年前の筆者にはできなかったのである。この史料を紹介してくれた当時の指導教官故 M. スパフォード博士（当時）は、現地在住地方史家故 D. ジープスと同様に、転借人の問題があり、どこに誰が住んでいるという断定はできない、とあえて地図化はしなかった。実のところ、この借家・転借の問題は、すべての経済史家の恐怖でもある。そのため、筆者の「推定」はどこまでも推定に留まることを、当時と同様にここでもお断りする。

1575年耕地保有台帳・1603年地図・1718年（1720年代）耕地保有台帳、とそれぞれの時点で世帯主または所有者を特定した（地図1-5）。上塩尻村では村内に3つの集落があるが、こちらは1つなので、調査記録と地図とのギャップは、上述の転借問題を除いては比較的小さい。

親族関係についてみると、1575年にくらべ1603年には互いに親族関係同士の所有者の割合が高まっているように見受けられる。これは、その間人口変動が比較的静滞していたことを意味する。一方、17世紀が進むにつれ人口

が実質的に増え、互いに親族として関係し合う保有者の数は減る。地図では表せないが炉税の記録もこのパターンを支持する。ライトソンによるエセックス州ターリング教区や北部ダラム州ウィッカム教区よりも比較的人口流動が少ないウィリンガム教区であるが、それでも単純な人口増よりも移動が大きいのである<sup>15)</sup> これは、当該教区民の親族関係が教区の範囲を超えて拡散していた状況を示唆する。

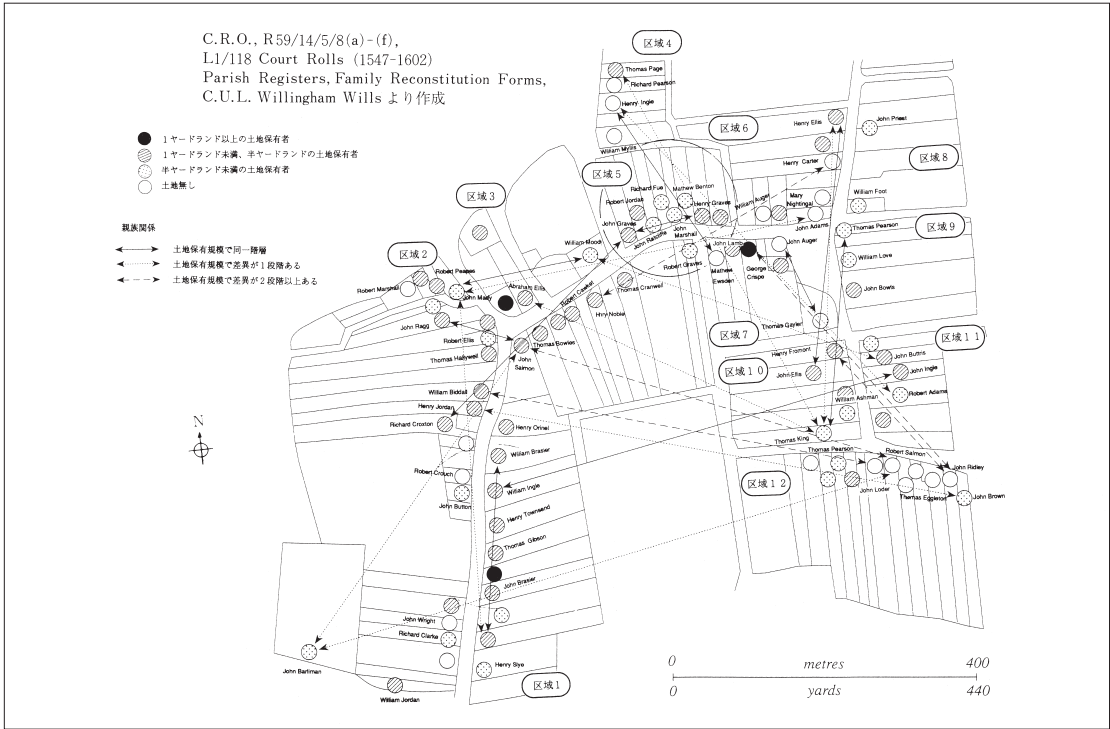
旧拙著で挙げた分析結果を振り返る。土地保有者間の親族関係密度でみると、17世紀ウィリンガムでの親族関係の減退はより一層進んでいた。もっとも、研究対象の時期を通して、少なくとも世帯主の半数は、経済的階層を超えて親族関係にあった。1603年に60%であったものが、1674年には64%に上がっている。それが1720年代までには半分以下になっている。

興味深い知見として、同じ階層間で親族関係を保つ場合というのは、200年間のどの時点でも全体の半数を超えることはほとんどない。とくに経済的に区分された階層のⅡ、すなわち半ヤードランド以上1ヤードランド未満の土地の保有者もしくは小ヨーマン達と、1段階間をおく階層のⅣすなわち土地無しの者が親族関係にあるという状況は1603年時に多かった。異なる社会階層に属する者と親類づき合いをする世帯主は、もしもそれほど実質的な隔たりがなければ、同様の経済的位置にある者と親族関係を結ぶ者と、割合で言えば相等しい、とも言えよう。親族間の関係において、経済格差はさしたる隔たりとはならなかった、という解釈もできる。対比のポイントともなるが、重要なこととして、これらの家族が協働を継続している。ここで言う協働とは、遺言書作成の作業のことであり、土地保有規模の相違・身分職業の差異を超えて行われている。12件で親族同士社会階層を超えて遺言書の作成に立合い、遺言書の執

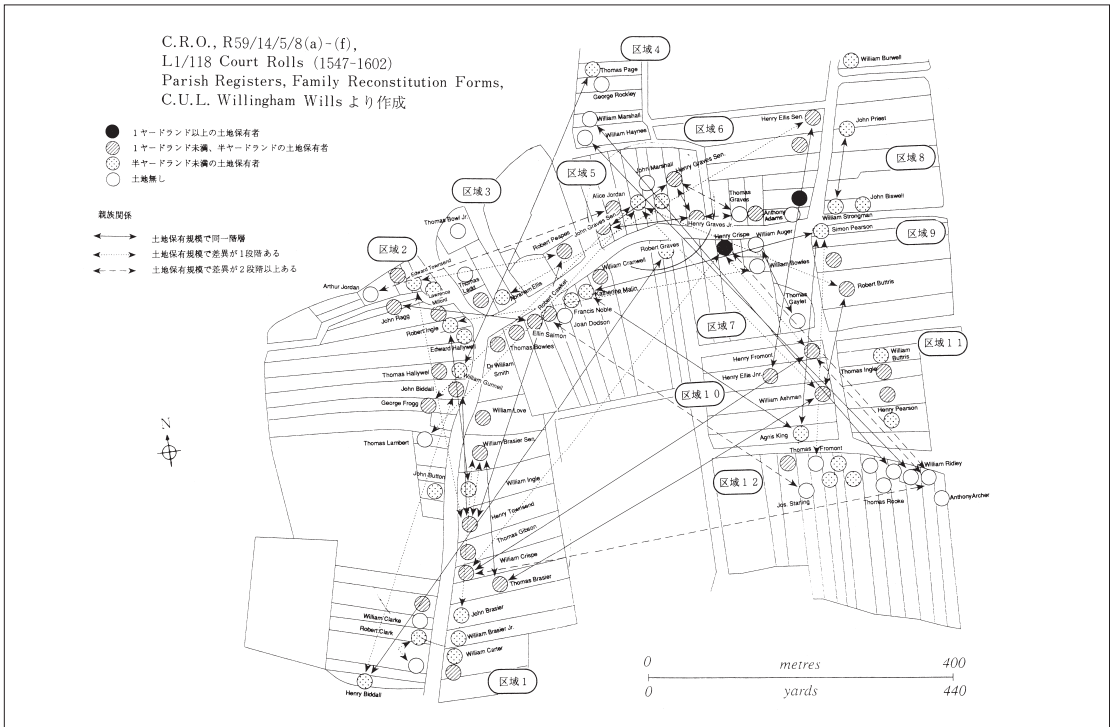
14) C. A., Willingham Registered Will, Roger Bedall, VC 19: 273.

15) K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety* (London, 1979), pp. 99-100.

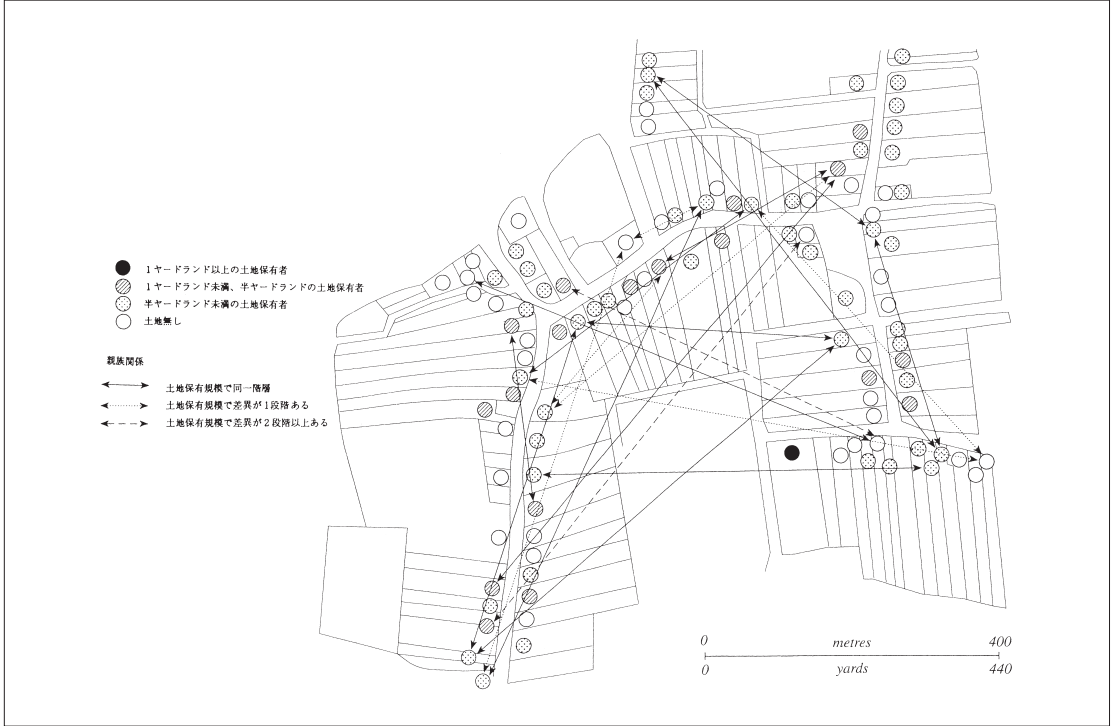
地図1 ウィリングガムにおける土地保有者の親族関係 (1575年)



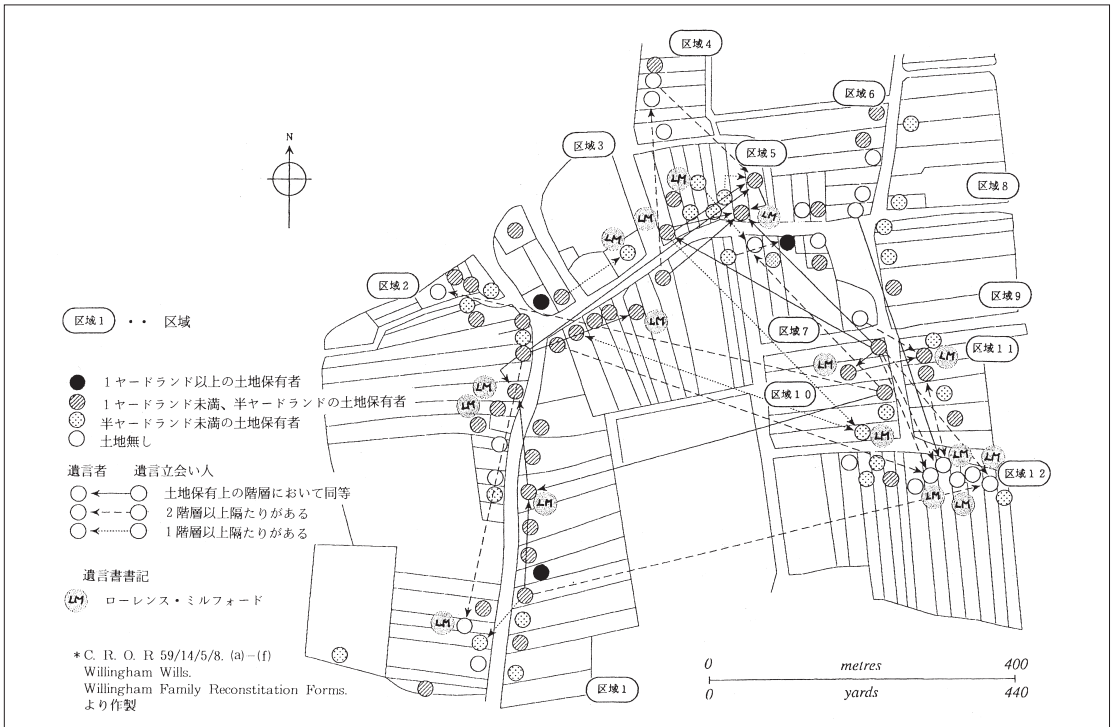
地図2 ウィリングガムにおける土地保有者の親族関係 (1603年)



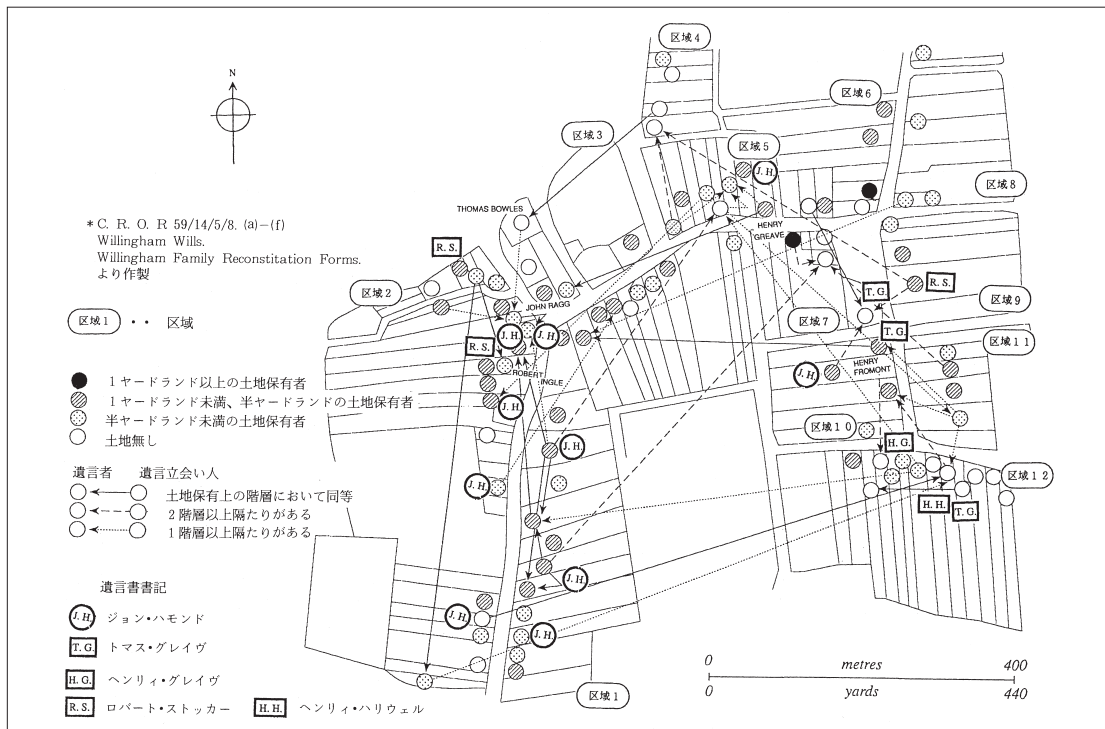
地図3 ウィリングムにおける同一社会的経済的階層内外の親族関係 1720年代



地図4 ウィリングムにおける遺言書作成支援網 1575年-1603年



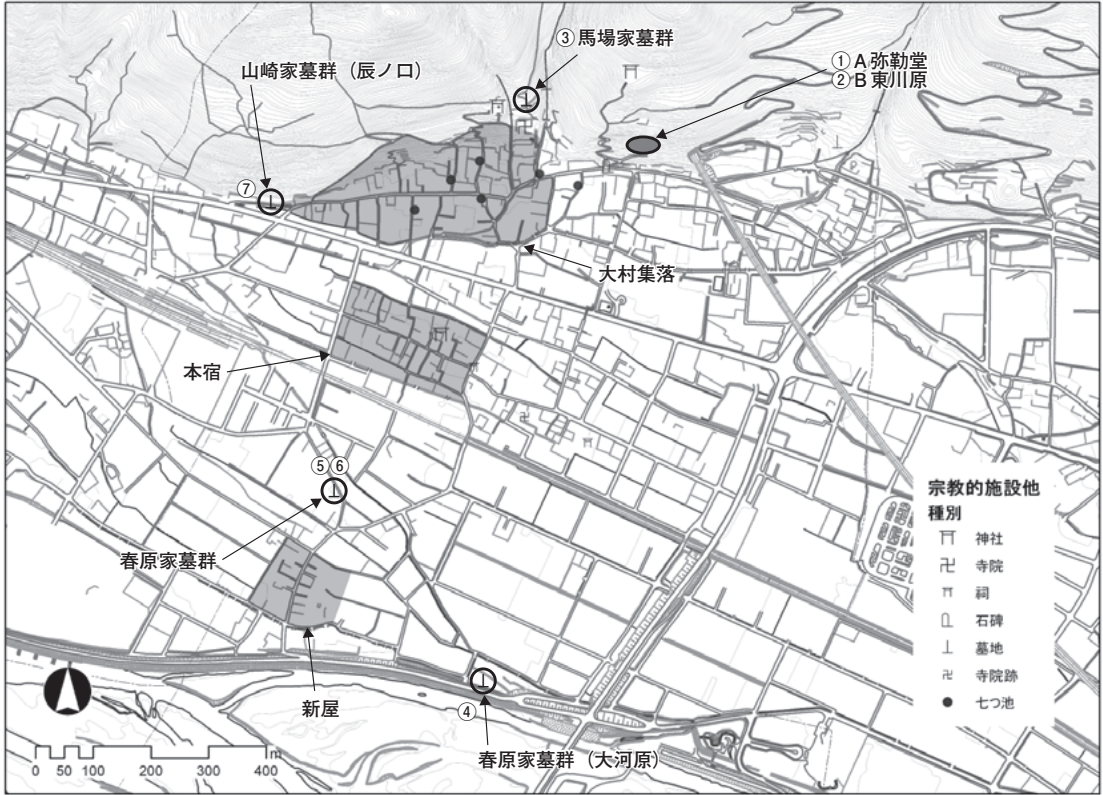
地図5 ウィリಂಗムにおける遺言書作成支援網 1603年-1640年



長野県上田市上塩尻 航空写真



地図6 上塩尻村宗教的施設他地図



行および執行の監督を行った（地図4）。単に、裕福な構成員がより貧しい構成員の遺言書作成に立ち合いました作成のために尽力する、という事態にとどまらず、逆に、貧しい親族が死の床にある金持ちの縁者に呼ばれていく、という現象も見出される。もちろん、この12件の家族の協働は、遺言書作成のような公式記録に残る事柄に限らず、日常茶飯事レベルまであらゆる形がありうる。

あらためて見ると、ウィリンガム教区の集落は「U」が逆立ちをした形をしている。「U」の突端が北を向くが、そこには教会があり、さらにその北に共同用益地である沼沢地が広がっている。緑草地および湿地や季節によって面積を変化させる池がその東側にあった。階層では1にあたる最も裕福なヤードランド保有者および半ヤードランド保有者層の家屋は、「U」に沿って弧を描く。一方で階層でIVにあたる土地無し

の者の小屋はまず緑草地の上を埋めるがごとくにして建てられている。さらに階層IV・土地無しの者はそればかりでなく、沼沢へと向かって走る二つの道路に沿っても小屋を建てるとともに、東端における「村はずれ townsend」区域をも埋める。もっとも、彼らの家屋は一般に粗末であったかもしれないが、だからといってより裕福な親族の来訪を妨げるものではなかったのである。それは遺言書作成立合い状況を示す地図を見てもわかる通りである。実際に、ウィリンガム教区の事例を見る限りにおいては、遺言書の立合いをするための訪問として最も普通なのは、半ヤードランド保有者である第二の階層と、もっぱら土地無しの者でなる第四の階層との間で起きたものであった。かえって、同じ階層で世帯の長たる者の遺言に立合う事例の方が見つかっている事例が少ないのである。

家族存続の工夫については、日本の養子縁組





に絶家をなるべく出さない、というのが同族の機能の1つであるため、宗門改帳上の家ユニット数が18世紀半ば90件で、幕末期160件から170件になるまでに、絶家と特定できる事例は1桁に留まるのである。他方、移入については、大河原すのはらの春原が外来者の「わらじ脱ぎ」の場としてあったように見受けられるが、それ以外では既存同族・家族がそのまま人口をある程度増やし、保っていく、というのが18世紀末から19世紀までの状態であった。

以上のような条件のため、世代継承の図解も史料に則した形となる。まず、年代の数が多いので、横列になり、各同族の家事にその構成員数だけ縦の列を形成する。そして、経済的指標として、保有規模はウィリンガムの場合、エーカー数で4階層に分類したが、こちらでは貫高名請人、すなわち年貢負担者に課された貫高で分けてある。上塩尻村の属する上田藩では江戸期、全国で石高が一般であったのに、珍しく貫高が採用されていた。対象時期を通じて、平均は1貫である。その平均を規準に、階層1を2貫以上、階層2を1貫以上2貫未満、階層3が0.1貫以上1貫未満、階層4が0.1貫未満とした。

それでもって、宝暦7(1757)年から中断はあるが、上塩尻村宗門改帳が残存する時期を通して得られる貫高帳からのデータを図解にした(図2)<sup>17)</sup> 主要4家(佐藤・山崎・清水・馬場)および準主要4家(原・春原・滝澤・塚田)、これら8家をあわせて上塩尻八家と言うようだが、その変遷を見た。なお、滝澤家と塚田家は早い段階から混交が進み、家系図でも区別がむずかしいので一緒にした。

主要4家で言えば、佐藤家および清水家が時期を通して概して同族全体として裕福であると言える。山崎家および馬場家は、階層1がおし

なべて少なく、階層2で底支えをしている状況である。準主要である原家および滝澤・塚田家は18世紀、顕著な隆盛を示していたが、19世紀になると必ずしもそうではなくなる。

では、こうした状況は、地図ではどのように反映されるのか。この点も、対比研究ということで新たに照射されるポイントなのである。

### 3-2 家屋敷について

日本の家屋は基本的に、木と紙、あとは土でできている。したがって長らく保たせるためにさまざまな工夫がなされてきた。建築そのものについては建築史の専門家に任せ、本稿ではその家屋からなる屋敷地について、モノグラフの対象である上塩尻村における変遷を俯瞰する。

#### 【史料・データ】

ここで用いる基本史料は旧上田藩上塩尻村佐藤八郎右衛門家文書代継名前帳であり、宗門改帳である。それに藤本蚕業資料館所蔵の地図(正保2年大村屋敷図・元禄12(1699)年間大村および新屋屋敷図・享保2(1717)年屋敷図・文化14(1817)年大村絵図・万延元(1860)年住居図の位置を照合しながら特定した(地図8-12)<sup>18)</sup>

記載事項は、代継名前帳に収録されているものを用いている。代継名前帳は、代々の佐藤八郎右衛門が幕末まで村内各家の家系譜を文書や伝聞に基づいてまとめたもので、八郎右衛門忠恕によって最終的に編纂された村内ほぼすべての家の家系譜である諸家代継に結実した。したがって、本文書は、家系譜作成のための基礎資料ノートということになる。内容は、16世紀末の文禄年間から幕末までをカバーし、文書情報で補えない部分を同時代の伝聞すなわち聞き語り情報を入れている場合もある。

接続作業の具体的手順としては、まず現代のゼンリン住居地図の住所番号をもとに年代の新しい地図情報から接続していった。ゼンリンの

17) 上田市立博物館蔵佐藤嘉三郎家文書「貫高親名寄帳」各年次。なお、本データは京都産業大学山内大教授から提供を受けた。ここに謝意を表する次第である。

18) 上田市上塩尻村佐藤八郎右衛門家文書代継名前帳；上田市藤本蚕業歴史館文書Ⅱ-1 1-1~10。

図2 旧上田藩上塩尻村主要同族貫高推移

佐藤	1756年	1757年	1758年	1760年	1761年	1763年	1764年	1765年	1766年	1767年	1770年	1771年	1772年
7.564	7.564	9.055	8.073	7.558	7.558	7.558	5.377	5.4	7.261	8.353	8.91	8.91	
3.802	7.04	7.564	7.564	4.207	4.955	4.955	5.352	5.377	5.377	4.747	4.749	4.749	6.076
3.668	3.848	4.207	4.207	3.697	3.697	3.697	3.697	3.697	3.697	4.455	3.697	3.697	3.697
2.319	3.668	2.218	3.664	3.045	3.546	3.546	3.546	3.558	3.697	3.547	3.517	3.517	3.517
1.544	2.136	1.577	1.966	2.426	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.033	2.051	2.047	2.047
1.113	1.577	1.113	1.665	1.266	1.661	1.661	1.681	1.681	1.803	2.023	2.023	2.023	2.023
1.034	1.113	1.034	1.104	1.034	1.034	1.034	1.031	1.503	1.681	1.462	1.462	1.462	1.462
1.029	1.034	1.018	1.034	1.018	1.034	1.034	1.031	1.031	1.031	1.35	1.35	1.35	1.072
0.366	1.029	0.805	0.911	0.911	0.911	0.911	0.915	1.034	1.034	1.034	1.034	1.034	1.034
0.451	0.805	0.396	0.911	0.525	0.811	0.811	0.911	0.915	0.811	1.034	1.034	1.034	0.818
0.394	0.451	0.015	0.396	0.396	0.414	0.414	0.811	0.811	0.474	0.474	0.474	0.474	0.758
0.015	0.394	0.012	0.396	0.353	0.353	0.353	0.324	0.385	0.385	0.385	0.385	0.385	0.385
0.012	0.015	0.012	0.015	0.015	0.015	0.015	0.04	0.04	0.324	0.378	0.378	0.378	0.378
	0.012		0.012	0.012	0.298	0.298	0.015	0.015	0.29	0.29	0.31	0.31	0.31

山崎	1756年	1757年	1758年	1760年	1761年	1763年	1764年	1765年	1766年	1767年	1770年	1771年	1772年
2.421	3.675	2.937	3.726	4.22	4.281	4.281	2.707	2.802	2.64	3.826	4.159	4.159	
1.668	2.501	2.936	2.937	2.572	2.158	2.158	1.626	1.626	2.707	2.301	2.32	2.32	
1.664	2.396	1.826	1.844	1.844	1.844	1.844	1.648	1.648	1.558	1.874	1.874	1.874	
1.313	1.668	1.675	1.668	1.626	1.626	1.626	1.616	1.616	1.388	1.388	1.388	1.388	
1.284	1.351	1.668	1.222	1.648	1.562	1.562	1.558	1.558	1.227	1.227	1.13	1.135	1.129
0.933	1.284	0.842	0.846	0.846	0.933	0.933	0.933	0.933	0.906	0.906	1.087	1.051	1.057
0.061	0.842	0.837	0.79	0.933	0.933	0.933	0.906	0.906	0.791	0.791	0.804	0.815	0.815
	0.791	0.791	0.262	0.846	0.846	0.846	0.791	0.791	0.569	0.569	0.791	0.804	0.804
	0.568	0.568	0.262	0.791	0.791	0.791	0.569	0.569	0.791	0.791	0.783	0.791	0.791
	忠之丞	0.262	0.262	0.262	0.262	0.427	0.436	0.436	0.427	0.436	0.569	0.783	0.783
							0.427	0.427	0.427	0.427	0.568	0.568	0.568
											0.281	0.427	0.553

清水	1756年	1757年	1758年	1760年	1761年	1763年	1764年	1765年	1766年	1767年	1770年	1771年	1772年
8.274	8.68	9.207	10.174	10.174	9.575	9.575	9.872	9.872	10.919	11.866	11.866	12.232	
5.026	5.026	5.026	5.026	5.01	5.01	5.01	5.042	5.01	5.01	5.892	5.33	5.33	
4.497	4.497	4.853	4.853	4.853	4.853	4.853	4.853	4.853	4.508	5.01	5.01	5.01	
3.299	3.299	3.297	3.297	3.297	3.783	3.297	3.713	3.745	3.745	2.598	2.598	2.598	
2.266	2.266	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	2.363	
1.837	2.309	2.309	2.309	2.435	2.435	2.435	2.316	2.316	2.316	2.364	2.364	2.364	
1.711	2.067	2.067	2.135	2.309	2.309	2.316	2.067	2.067	1.714	1.267	1.2	1.2	
1.244	1.711	1.761	1.713	1.711	1.711	1.714	1.714	1.714	1.622	1.157	1.061	1.161	1.061
0.87	1.244	1.244	1.244	1.244	1.244	1.244	1.622	1.622	1.061	1.061	0.87	1.061	0.87
0.464	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.809	0.87	0.809	0.809
0.388	0.464	0.464	0.464	0.464	0.464	0.464	0.791	0.791	0.791	0.791	0.791	0.791	0.791
0.359	0.377	0.359	0.359	0.359	0.464	0.464	0.464	0.359	0.377	0.498	0.498	0.498	0.719
0.023	0.359	0.023	0.023	0.359	0.385	0.385	0.359	0.023	0.359	0.344	0.344	0.344	0.344
	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.022	0.012	0.012	0.012	0.01
						0.023	0.023	0.011	0.011	0.011	0.011	0.01	0.006

馬場	1756年	1757年	1758年	1760年	1761年	1763年	1764年	1765年	1766年	1767年	1770年	1771年	1772年
2.434	2.425	2.425	2.975	3.337	3.337	3.337	3.337	3.337	3.337	3.337	2.53	2.52	2.52
2.19	2.164	2.144	2.297	2.297	1.755	1.755	1.755	1.755	1.92	1.896	1.92	1.92	1.92
2.164	1.83	1.83	1.636	1.636	1.622	1.622	1.622	1.622	1.755	1.058	1.114	1.114	1.817
1.83	1.755	1.625	1.498	1.431	1.297	1.322	1.324	1.324	1.622	1.058	1.058	1.058	1.114
1.686	1.636	1.686	1.464	1.225	1.213	1.215	1.056	1.056	1.056	1.047	1.047	1.047	1.056
1.25	1.498	1.498	1.431	1.213	1.056	1.056	0.872	0.808	0.808	0.808	1.039	1.039	1.047
1.061	1.25	1.25	1.25	1.056	0.816	0.872	0.808	0.714	0.693	0.807	0.817	0.817	1.039
1.027	0.902	1.217	1.036	0.807	0.782	0.816	0.693	0.693	0.559	0.559	0.721	0.721	0.721
0.902	0.693	0.807	0.807	0.693	0.693	0.693	0.502	0.502	0.502	0.693	0.693	0.693	0.693
0.352	0.352	0.693	0.693	0.352	0.352	0.35	0.384	0.384	0.384	0.502	0.559	0.559	0.559
		0.352	0.352	0.024	0.024	0.024	0.024	0.022	0.022	0.35	0.502	0.502	0.502
										0.022	0.25	0.384	0.384
											0.02	0.02	0.02

原	1756年	1757年	1758年	1760年	1761年	1763年	1764年	1765年	1766年	1767年	1770年	1771年	1772年
5.243	5.597	5.597	6.126	5.799	5.903	5.799	5.799	5.799	5.799	5.799	7.739	8.391	8.94
4.812	5.288	5.353	5.741	5.741	5.741	5.799	5.776	5.776	5.799	5.568	5.858	5.858	5.858
4.247	4.912	2.822	2.822	2.822	2.822	2.846	3.246	3.246	3.838	3.838	3.977	3.977	3.977
1.087	1.247	1.997	1.997	2.026	2.461	2.467	2.472	2.472	2.472	2.472	2.037	2.307	2.307
0.443	1.084	1.247	1.247	1.247	1.247	1.241	1.241	1.241	1.241	1.814	1.814	1.814	1.814
0.406	0.462	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.998	0.998	1.083	1.083
	0.409	0.462	0.716	0.716	0.716	0.709	0.709	0.709	0.709	0.83	0.83	0.83	0.744
		0.409	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564	0.564

春原	1756年	1757年	1758年	1760年	1761年	1763年	1764年	1765年	1766年	1767年	1770年	1771年	1772年
1.759	1.759	1.759	1.822	1.822	1.858	1.858	1.141	1.141	2.442	2.485	2.812	2.812	2.812
1.107	1.016	1.534	1.534	1.534	1.534	1.534	1.115	1.115	1.176	1.176	2.458	2.458	2.494
1.016	0.846	1.077	0.868	0.868	0.868	0.868	0.868	0.868	1.141	1.141	1.2	1.2	1.687
0.866	0.806	0.581	0.581	0.581	0.559	0.559	0.559	0.559	0.856	0.856	1.141	1.141	1.2
0.806	0.581	0.51	0.559	0.559	0.544	0.544	0.544	0.544	0.559	0.559	0.864	0.864	1.141
0.418	0.418	0.418	0.51	0.418	0.418	0.418	0.44	0.44	0.544	0.544	0.856	0.856	0.856
0.032	0.032	0.085	0.418	0.411	0.411	0.411	0.411	0.411	0.418	0.493	0.559	0.559	0.856
0.017	0.017	0.032	0.411	0.032	0.251	0.251	0.411	0.411	0.418	0.418	0.544	0.544	0.594
		0.017	0.032	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.013	0.411	0.411	0.411
										0.01	0.021	0.021	0.032
											0.01	0.008	0.008

滝津・増田</
---------



佐藤	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年
8.715	8.73	8.73	8.73	8.73	8.745	9.178	9.178	9.206	9.187	9.187	8.83	8.879	8.879
6.689	6.718	6.717	6.717	6.686	6.671	6.82	6.82	6.455	6.389	6.387	6.387	7.238	7.238
3.436	4.996	4.996	4.996	5.002	5.002	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.161
2.582	1.767	2.166	2.166	2.166	2.202	2.759	2.759	2.254	2.234	2.234	2.234	2.272	2.278
1.77	1.69	1.803	1.803	1.803	1.785	2.202	2.202	2.202	2.202	2.202	2.202	2.202	2.202
1.327	1.306	1.69	1.69	1.698	1.698	1.785	1.785	1.785	1.785	1.785	1.785	1.785	1.715
1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.331	1.025	1.025	1.194	1.711	1.711	1.194	1.194	1.194
0.913	0.913	0.953	0.953	0.953	0.898	0.898	0.898	0.873	0.873	0.873	0.873	1.135	1.135
0.15	0.486	0.913	0.913	0.913	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.903
0.496	0.495	0.496	0.496	0.613	0.373	0.373	0.345	0.345	0.345	0.345	0.345	0.613	0.861
0.495	0.016	0.016	0.016	0.373	0.02	0.02	0.02	0.345	0.345	0.02	0.345	0.611	0.611
0.016	0.011	0.013	0.013									0.537	0.537
0.011	0.005	0.005	0.005										
0.002													

山崎	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年
3.051	3.051	3.051	3.051	3.051	3.036	3.052	3.052	3.052	3.052	2.424	2.424	2.424	2.424
1.748	1.748	1.874	1.874	1.886	2.14	2.15	2.187	2.187	2.187	2.251	2.251	2.251	2.251
1.683	1.683	1.683	1.683	1.683	1.886	1.886	1.886	1.886	1.886	1.886	1.886	1.246	1.246
1.3	1.3	1.554	1.554	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.034	1.23	1.23	1.23	1.23
1.286	1.286	1.3	1.3	1.064	1.063	1.063	1.063	1.034	1.032	1.034	1.034	1.034	1.034
1.034	1.034	1.034	1.034	1.034	1.034	1.034	1.034	1.032	1.032	1.032	0.898	0.898	0.898
0.816	1.032	1.032	1.032	1.032	1.032	1.032	1.032	0.893	0.98	0.989	0.816	0.816	0.776
0.68	0.816	0.893	0.893	0.893	0.893	0.893	0.898	0.898	0.898	0.898	0.898	0.898	0.68
0.598	0.68	0.816	0.816	0.816	0.816	0.816	0.816	0.816	0.884	0.816	0.629	0.629	0.629
0.581	0.628	0.704	0.704	0.704	0.704	0.704	0.704	0.704	0.816	0.68	0.614	0.614	0.614
0.529	0.598	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.704	0.68	0.629	0.629	0.546	0.546	0.546
0.519	0.529	0.629	0.629	0.629	0.629	0.629	0.68	0.629	0.529	0.529	0.529	0.529	0.529
0.418	0.519	0.598	0.598	0.598	0.598	0.598	0.629	0.529	0.461	0.461	0.418	0.418	0.418
0.383	0.378	0.529	0.529	0.529	0.529	0.529	0.529	0.529	0.216	0.216	0.216	0.216	0.216
0.216	0.216	0.143	0.143										
0.143	0.143	0.127	0.127										
0.127	0.127	0.009	0.009										
0.009													

清水	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年
3.813	3.813	3.888	3.888	3.888	3.888	3.815	3.863	3.961	2.548	2.548	2.548	2.548	2.548
3.297	3.295	3.201	3.201	3.201	3.201	3.201	3.201	2.548	2.412	2.412	2.412	2.412	2.412
2.933	3.032	3.032	3.032	3.174	3.032	3.201	2.548	2.527	2.399	2.412	2.412	2.412	2.412
2.82	2.517	2.672	2.672	3.032	2.548	2.548	2.527	2.419	2.05	2.399	2.401	2.401	2.401
2.517	2.419	2.517	2.517	2.488	2.488	2.488	2.419	2.26	1.92	2.056	2.056	2.056	2.056
2.419	2.26	2.419	2.419	2.419	2.419	2.419	2.26	2.05	1.773	1.992	1.992	1.992	1.771
2.181	1.992	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.05	1.992	1.502	1.773	1.771	1.771	1.634
1.803	1.971	1.992	1.992	1.992	1.992	1.992	1.992	1.502	1.465	1.55	1.634	1.634	1.55
1.305	1.517	1.502	1.502	1.502	1.502	1.502	1.465	1.321	1.502	1.55	1.55	1.465	1.465
1.201	1.419	1.146	1.146	1.465	1.465	1.465	1.465	1.159	1.159	1.465	1.465	1.447	1.447
1.146	1.146	1.925	1.925	1.159	1.159	1.159	1.159	1.159	1.061	1.061	1.061	1.061	1.061
0.925	0.925	0.917	0.925	0.925	0.925	0.925	0.897	0.897	0.925	1.241	1.166	1.166	1.321
0.656	0.831	0.885	0.885	0.917	0.897	0.897	0.897	0.885	0.885	0.885	0.825	1.166	1.241
0.556	0.556	0.556	0.556	0.885	0.885	0.885	0.885	0.802	0.802	0.802	0.925	0.925	1.166
0.53	0.532	0.532	0.532	0.556	0.686	0.686	0.686	0.686	0.686	0.713	0.802	0.802	0.925
0.049	0.049	0.043	0.043	0.556	0.556	0.556	0.556	0.556	0.556	0.686	0.713	0.706	0.827
0.036	0.036	0.049	0.049	0.531	0.532	0.532	0.532	0.532	0.536	0.556	0.556	0.556	0.713
0.012	0.012	0.036	0.036	0.343	0.343	0.343	0.343	0.049	0.049	0.049	0.319	0.556	0.556
				0.049	0.049	0.049	0.049	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.319
				0.036	0.036	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.036

馬場	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年
2.283	2.568	2.629	2.629	2.629	2.263	2.263	2.263	2.263	2.433	2.263	2.263	2.263	2.303
2.085	2.285	2.108	2.108	2.053	2.053	2.217	2.217	2.199	2.217	2.053	2.053	2.055	2.04
1.915	2.083	1.751	1.751	1.751	2.053	2.053	2.053	2.027	2.027	2.027	2.027	2.027	2.027
1.751	1.881	1.709	1.709	1.502	1.502	1.751	1.502	2.027	1.92	1.92	1.753	1.557	1.557
1.709	1.751	1.502	1.502	1.358	1.358	1.502	1.502	1.751	1.92	1.751	1.753	1.502	1.349
1.354	1.486	1.298	1.298	1.298	1.298	1.298	1.349	1.562	1.751	1.502	1.502	1.475	1.156
1.326	1.298	1.062	1.062	1.169	1.298	1.298	1.298	1.502	1.502	1.349	1.42	1.349	1.092
1.298	1.298	1.042	1.062	1.169	1.169	1.185	1.349	1.349	1.325	1.349	1.205	1.085	1.085
1.042	1.042	0.976	1.042	1.042	0.976	1.169	1.169	1.185	1.156	1.205	1.205	1.156	1.076
0.976	0.976	0.969	0.969	0.976	0.976	0.818	0.976	0.976	1.196	1.196	1.148	0.976	0.976
0.969	0.969	0.941	0.941	0.941	0.941	0.729	0.941	0.865	0.976	1.156	1.148	0.976	0.776
0.869	0.818	0.824	0.824	0.818	0.818	0.548	0.548	0.548	0.865	0.976	0.976	1.041	0.548
0.818	0.729	0.818	0.818	0.729	0.729	0.511	0.511	0.511	0.548	0.548	0.548	0.976	0.532
0.729	0.454	0.729	0.729	0.548	0.548	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.548	0.465
0.454	0.055	0.454	0.454	0.45	0.45	0.374	0.374	0.005	0.005	0.005	0.005	0.465	0.334
0.055	0.019	0.45	0.45	0.005	0.005	0.005	0.005					0.005	0.005
0.019	0.01	0.019	0.019										
0.005	0.005	0.005	0.005										

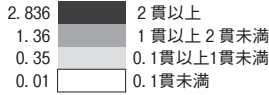
  

原	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年
1.363	1.363	1.424	1.424	2.593	4.173	3.795	3.795	1.353	1.353	1.353	1.823	1.823	1.823
0.936	1.228	1.353	1.353	1.516	1.516	1.291	1.291	1.291	1.291	1.291	1.43	1.43	1.43
0.864	1.109	1.232	1.232	1.232	1.232	1.115	1.115	1.115	1.115	1.115	1.312	1.312	1.312
0.834	0.936	1.109	1.109	1.109	1.109	1.115	1.115	1.115	1.115	1.115	1.232	1.232	1.232
0.75	0.846	0.936	0.936	0.936	0.936	1.109	1.109	1.109	1.109	1.109	1.115	1.115	1.109
0.685	0.834	0.75	0.75	0.53	0.53	0.53	0.936	0.936	0.936	0.936	1.109	1.109	1.109
0.595	0.75	0.53	0.53	0.391	0.391	0.391	0.493	0.689	0.493	0.493	1.405	0.455	0.455
0.553	0.091	0.027	0.027	0.099	0.099	0.099	0.099	0.493	0.099	0.099	0.099	0.099	0.099
0.216	0.027	0.013	0.013	0.027	0.027	0.027	0.027	0.099	0.089	0.089	0.089	0.089	0.012
0.027	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007

春原	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年
2.466	2.471	2.471	2.471	2.51	2.51	2.51	2.51	3.089	3.089	2.813	2.813	2.799	2.799
1.748	1.748	1.554	1.554	0.633	0.633	0.702	0.717	0.717	0.717	0.717	0.717	0.717	1.335
1.2	1.454	1.342	1.342				</						

凡例



佐藤	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
8.708	8.708	8.371	8.371	8.001	7.188	7.188	7.188	7.188	7.188	7.188
6.07	6.245	6.656	6.953	7.029	7.029	7.029	7.029	7.029	7.029	6.441
4.691	2.202	4.456	4.978	6.916	6.927	6.934	6.934	6.934	6.899	6.129
3.123	1.135	3.123	2.144	2.144	2.592	2.592	2.385	2.385	2.385	2.256
2.202	0.903	2.147	1.779	1.713	2.144	2.144	2.203	2.203	2.203	1.897
1.785	0.861	1.779	1.655	1.655	1.655	1.655	1.655	1.655	1.655	1.787
1.194	0.478	1.655	1.36	1.36	1.36	1.36	1.135	1.135	1.135	1.615
1.135	0.286	1.65	1.65	1.135	1.135	1.135	0.849	0.849	0.849	1.135
0.903		1.135	0.879	0.879	0.849	0.849	0.763	0.763	0.763	0.849
0.861		0.861	0.861	0.849	0.478	0.478	0.478	0.478	0.478	0.763
0.611		0.478	0.478	0.478	0.478	0.341	0.341	0.341	0.341	0.478
0.478		0.341	0.341	0.341	0.03	0.03	0.03			
		0.03	0.03	0.03						

山崎	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
2.024	2.024	2.024	2.024	2.024	2.024	2.024	2.024	2.024	2.024	2.024
1.465	1.465	1.5	1.5	1.504	1.504	1.504	1.504	1.504	1.504	1.344
1.246	1.246	1.344	1.344	1.344	1.344	1.344	1.344	1.344	1.344	0.904
1.23	1.225	1.276	1.322	1.322	1.232	1.232	0.904	0.904	0.904	0.791
1.034	1.034	1.231	1.276	1.232	1.133	0.791	0.791	0.791	0.791	0.791
0.968	0.983	1.142	1.231	1.133	0.904	0.749	0.749	0.749	0.749	0.749
0.893	0.893	1.034	1.009	0.791	0.791	0.705	0.705	0.705	0.705	0.705
0.776	0.786	0.791	0.749	0.749	0.749	0.629	0.629	0.629	0.629	0.629
0.716	0.68	0.749	0.705	0.705	0.705	0.614	0.614	0.614	0.614	0.614
0.68	0.629	0.68	0.705	0.629	0.629	0.529	0.529	0.529	0.529	0.529
0.629	0.418	0.629	0.629	0.529	0.529	0.463	0.463	0.463	0.463	0.206
0.614	0.529	0.529	0.529	0.463	0.463	0.404	0.404	0.404	0.404	0.012
0.529	0.216	0.216	0.368	0.404	0.404	0.325	0.325	0.325	0.325	
0.378	0.047	0.047	0.047	0.388	0.388					
0.216				0.388	0.388					

清水	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
2.548	2.42	2.924	2.924	2.924	2.551	2.548	2.548	2.548	2.548	3.322
2.42	2.412	2.557	2.551	2.551	2.548	2.218	2.218	2.218	2.218	2.383
2.419	1.634	2.548	2.548	2.548	2.188	2.188	2.188	2.188	2.188	2.218
2.412	1.465	2.419	2.419	2.435	2.188	2.069	2.069	2.069	2.069	2.188
2.21	0.786	2.412	2.061	2.061	2.061	2.061	2.061	2.061	2.061	2.069
2.055	0.925	2.061	1.663	1.715	1.663	1.857	1.857	1.857	1.857	1.634
1.771	0.831	1.762	1.663	1.663	1.657	1.663	1.663	1.663	1.663	1.544
1.663	0.786	1.663	1.465	1.657	1.634	1.634	1.634	1.634	1.634	1.435
1.634	0.556	1.634	1.185	1.634	1.544	1.544	1.544	1.544	1.544	1.428
1.465	0.012	1.465	1.175	1.544	1.107	1.29	1.29	1.29	1.29	1.384
1.447		1.185	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.246	1.374
1.34		1.039	0.925	0.925	0.925	1.1	1.01	1.01	1.01	1.29
1.321		0.925	0.925	0.831	0.831	0.925	0.925	0.925	1.01	1.242
1.182		0.831	0.831	0.786	0.786	0.831	0.831	0.831	0.925	1.004
0.925		0.786	0.786	0.746	0.746	0.793	0.793	0.831	0.926	0.926
0.831		0.713	0.706	0.556	0.556	0.786	0.786	0.786	0.793	0.8
0.713		0.556	0.556	0.492	0.492	0.556	0.556	0.786	0.786	0.556
0.596		0.492	0.492	0.446	0.446	0.446	0.446	0.556	0.556	0.012
0.036		0.33	0.33	0.33	0.33	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
0.004		0.028	0.028	0.028	0.028					
		0.012	0.012	0.012	0.012					

馬場	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
2.303	2.303	2.288	2.288	2.288	2.288	2.288	2.288	2.269	2.269	2.382
2.04	2.04	1.753	1.783	1.783	1.759	1.759	1.759	1.759	1.759	2.276
1.943	1.753	1.749	1.753	1.759	1.753	1.753	1.753	1.753	1.753	1.772
1.749	1.749	1.613	1.749	1.753	1.728	1.728	1.728	1.728	1.728	1.759
1.549	1.562	1.562	1.613	1.528	1.528	1.528	1.528	1.528	1.528	1.753
1.294	1.294	1.528	1.528	1.298	1.406	1.406	1.406	1.406	1.406	1.728
1.156	1.156	1.156	1.156	1.156	1.298	1.298	1.298	1.298	1.298	1.618
1.092	0.864	0.979	0.979	1.078	1.156	1.156	1.25	1.25	1.25	1.406
1.078	0.763	0.893	0.893	0.979	1.133	1.133	1.133	1.133	1.133	1.07
0.976	0.465	0.763	0.763	0.751	0.979	0.979	1.047	1.047	0.979	0.979
0.864		0.751	0.751	0.751	0.751	0.751	0.979	0.979	0.751	0.751
0.776		0.7	0.7	0.559	0.559	0.559	0.751	0.751	0.751	0.679
0.548		0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
0.465		0.465	0.465	0.45	0.45	0.45	0.465	0.465	0.465	0.465
0.005		0.005	0.005	0.334	0.334	0.334	0.353	0.353	0.353	
				0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	

原	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
1.823	1.332	1.823	1.823	2.249	1.569	1.569	1.569	1.563	1.563	1.752
1.43	1.312	1.569	1.569	1.569	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.563
1.312	1.232	1.43	1.43	1.43	1.312	1.312	1.291	1.291	1.291	1.45
1.232	1.19	1.312	1.312	1.312	1.232	1.232	1.232	1.232	1.232	1.43
1.115	1.115	1.232	1.232	1.232	1.115	0.987	1.032	1.032	1.032	1.232
1.109	0.012	0.442	1.116	1.115	0.987	0.016	0.016	0.016	0.016	0.035
0.436		0.391	0.442	0.442	0.016	0.012	0.012	0.012	0.012	0.016
0.089		0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.007	0.007	0.007	0.012
0.012		0.007	0.007	0.007	0.007					0.007

春原	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
1.917	1.943	1.943	1.949	1.339	1.339	1.339	1.339	1.339	1.339	1.305
1.339	1.339	1.339	1.339	1.273	0.921	0.921	0.921	0.921	0.921	0.454

滝澤・増田	1851年	1852年	1856年	1857年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1867年
1.982	1.982	1.982	1.982	1.982	1.982	1.982	1.982	1.982	2.018	2.006
1.433	1.433	1.433	1.433	1.433	1.433	1.433	1.433	1.433	1.433	1.587
1.308	1.308	1.308	1.308	1.308	1.308	1.308	1.311	1.311	1.311	1.433
0.686	0.686	0.686	0.686	0.607	0.607	0.607	0.607	0.607	0.607	0.607
0.526	0.526	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541
0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455

地図からさかのぼり、最も近いのは万延元年のものである。宗門改帳データが得られる限り居住者の特定をするが、享保年間の分までが限界となる。宗門改帳の残存で最古が宝暦7(1757)年であり、大村地図の方は、享保2(1717)年と40年の開きがあり、実際問題、同一人物の特定は難しい。

以上の前提で、上塩尻村の居住地を特定していった。地図や記録によっては、起点や方向が違い、また情報の精度にも差がある。とくに宗門改帳データが活用しやすいはずの文化14(1817)年地図は、佐藤家の者にもつばら焦点をあて、他の家の者については十分ではない。また、その変遷を追うのであるから当然であるが、現代の上塩尻住居分布は、経年で変化し、大きな屋敷地を2分割・3分割したのもあれば、家屋だった場所が現在は駐車場になっていたりする。

まず、万延元年の住居で特定される延べ人数は96名である。なお、馬場家弥兵次が3回登場するように、1人の人間が複数屋敷地を保有することは珍しくない。

五郎右衛門(山崎家:4回)・佐藤勝蔵(八郎右衛門:4回)・佐藤善右衛門(3回)・馬場弥平次(3回)・清水新左衛門(2回)・要右衛門(原家:2回)・文左衛門(原家分左衛門:2回)

なお、先に述べたように、万延元年の地図は、馬場家の多い本宿や、高遠家そして春原家の多い新屋の家々は含んでいない。

その96件から、文化14年まで地図上で遡れるとみなしうるのは、35件である。なお、やはり先述のように、この文化14年の地図は佐藤家にもつばらの焦点があてられたものであり、他の同族の情報は相対的に少ない。この段階では、複数名登場する事例は見当たらない。

地図上での住居の連続性ということでさらに遡るが、すると一気に享保年間になるのである。享保2(1717)年の地図である。26件となる。宗門改帳では特定が難しい時代なので、

2回登場する佐左衛門は春原家であるとは思われるが、特定しがたい。もっとも、その住まいは旧北国街道の北側の住居と南側と南北にそれぞれあり、100年後の文化14年には、南側の1件は同名の佐左衛門(春原家)が住んでおり、北側のもう1件は小宮山文七が住んでいるのである。もう1つ複数名義で登場する重次郎の場合、双方北側にあり、1世紀後、2件とも滝澤家の者が住人となっている(徳右衛門・文平)。

さらに遡上すると、元禄12(1699)年で、18年前になる。1世代前ということで20件である。同様にして、正保2(1645)年は15件。文禄年間まで、となると3件となり、まさに草分けである。

このようにして、文禄元(1592)年から万延元(1860)年までの屋敷地居住データを接続すると、16世紀末から19世紀後半まで連続するのは、佐藤総本家の佐藤善左衛門、後の善右衛門までの屋敷地のみ、である。他2件の惣右衛門および久左衛門は文禄元年時には屋敷なし、とある。惣右衛門は滝澤流、久左衛門は清水流であるとは名前からして推測できるが、惣右衛門の方は清水家に久左衛門の方は佐藤家に、と連続しない。

正保2(1645)年の時点から検討するとどうか。幕藩体制もようやく定まり、当村の原型が屋敷地にも反映されているのではないかと。もっとも、幕末まで連続が確認できるのは15件にとどまるため、文字通りの原型にとどまる。具体的には佐藤総本家である佐藤善右衛門家で善左衛門を名乗る頃であり、そこで2件、また滝澤・塚田家と言えば塚田幸三郎が、幕末まで続く屋敷地に依拠している。馬場家と言えば弥惣が文化14年の地図では一時佐藤恒五郎の居住のようになるものの、その後は馬場家である。それ以外の3件は清水家である。

と言って、元禄12年段階でも幕末まで連続するのは5件増えて21件であり、南側の佐藤善左衛門が、文化14年時清水小左衛門になるが後は佐藤家で、北側の滝澤七助が幕末まで連

続させる2件が追加されるだけである。さらに、享保2（1717）年の時点で、6件増えて27件になる。確認できるのは、佐藤庄兵衛こと八郎右衛門家（かど屋）が現在の位置に居を構え、また、滝澤・塚田家の治右衛門家が屋号を吉本屋とする屋敷地にあり、さらに春原家の佐左衛門家がこのときから南側の住居で現在まで連続するという事例3件である。

時間はそれから一気に100年たち、文化14（1817）年になると、屋敷地として幕末までの半世紀を保つのは、36件が不正確ながらも地図で連続性を見て取れる。上述の、より以前の連続する事例13件に加え、この時期から連続するのは5件である。佐藤家の善右衛門家・嘉内家、滝澤・塚田家の権右衛門家、さらに清水家の助次郎家（白屋）および玄仙家（駒屋）となる。

#### 【地図化】

以上のような変化をたどれる上塩尻村の屋敷地図であるが、基本的に大村のみである。また、文化14年の図のように必ずしも全体を網羅していない場合もあり、さらには屋敷の境界線も動く事はまれではなかったようである。

それでも、連続住宅地図対応表のデータを用い、ゼンリン住宅地図で、同族毎に適合するものを地図上に表した。同じ屋敷地でも、連続するものしないものについては述べたが、各年度で、主要同族の概ねの状況は把握できる。ただ、屋敷なし、とされていた者などが、借家をしてきたものと思われる。正保2年屋敷高帳上で、複数の屋敷を保有していた馬場九左（右）衛門などはその好例である。

正保2年の段階で、現在の佐藤本家善右衛門家、当時は善左衛門（8代・9代）と称していたが、現在の場所に居を構えていたことがわかる。現在の嘉平次家も、当時から占められていた。現在も馬場小路とされる通りには、このとき既に馬場家が並んでいた。大村西側辰ノ口方面には山崎家がある。また、滝澤・塚田家も大村の中心部に複数の居を置き、古い一族である

ことを思い出させる。清水は、かなり早くから、街道筋に一族を散開させていた。

元禄12（1699）年では、山崎五郎右衛門家が、大村の東側に屋敷を構え始めている。後に屋号も山本屋とするのは、山崎家本家の自負を示すものであるか。春原家というともっぱら新屋・大河原沿いの印象が強いが、大村にも比較的早い時点からいくつかの家が観察できる。享保2（1717）年では、佐藤家の屋敷が目立って増えているように見える。もっとも、現在の「かど屋」八郎右衛門家の屋敷は定まっていないのは、庄兵衛の代に隆盛を見せたものの、一連の事件との関係で、その居は一時大村南部、用水脇にあったことと関連するのか（長谷部さんに聞く）。馬場家の居宅が確実に辿れているのは1件だけ、というのは、元宿開発と連動するものであるか。

もっとも村内の居住状況であったり、産業構成の変化がもっとも著しいはずの100年については現時点では地図がない。文化14（1817）年というのは、宗門改帳の情報もあり、有効なはずだが、先に述べたように、佐藤家に焦点のあてられた簡略な屋敷図であるために、その記載はより分布が拡大した佐藤家の保有屋敷の状況と、比較的盛んな清水家のようなようである。また、滝澤・塚田家もとくに大村東側で散開する。

そして、万延元（1860）年の屋敷図で、概ね現在の各家の所在に重なる部分が多い。正保2年の段階では1件のみ確認できた小祝家も4件を西側の南北に見て取れる。また、文化年間のものとは異なり、馬場家が現在のイメージに近い形で居を連ねている。

#### 〈発展：屋号について〉

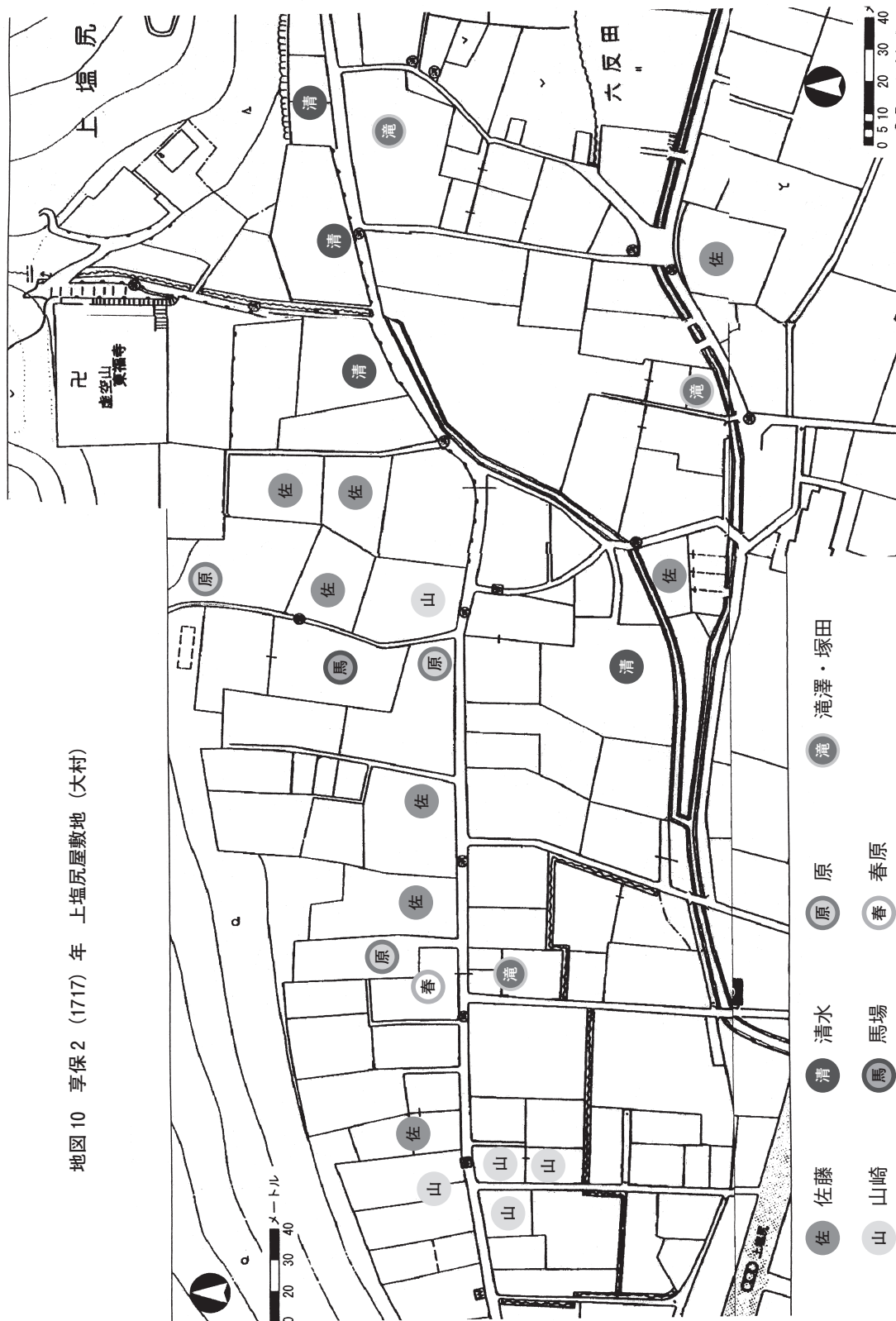
現代にあっても古風を残す地域の集落には屋号が残り、在住の人々は互いにその屋号で呼び合う。本稿が対象とする旧上田藩上塩尻村においても屋号がある。上田の地名について著した滝澤主税『ふるさと上田の地名』では、現在にも伝わる上塩尻地区の屋号を紹介している。佐藤家の「藤本」や「かどや」、山崎家の「ほて







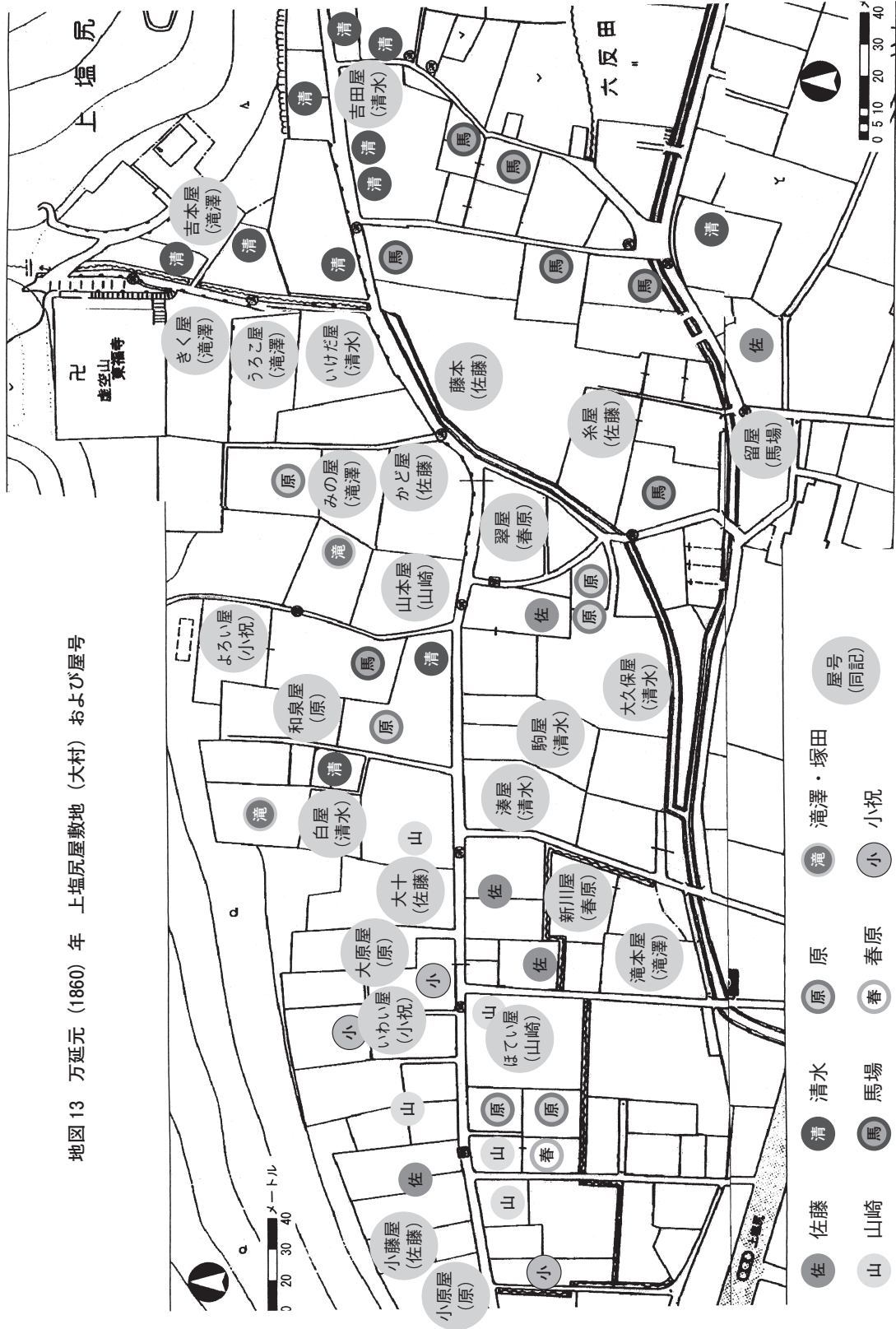
地図10 享保2(1717)年 上塩尻屋敷地(大村)







地図13 万延元（1860）年 上塩尻屋敷地（大村）および屋号



い屋」, 大河原新屋の春原空左衛門家の「金星」などは今でも通じるところである。もっとも、屋号と言うと、建築物としての家屋とともに、なんらかの商売・ビジネスをする際につける称号とがありうる。区別は難しい。とくに、主に家屋につけられた名称であれば比較的長く存続し、人々の記憶にも残りやすい。が、商売や取引のためのブランド名としての屋号であると、移ろいやすいと言える。したがって、ここに屋号に関連する2種類の文書があるが、その内容は一致するとは限らないのである。2種類の文書とは、まず音信帳であり、葬式などのときの音信物についての記録である。佐藤嘉内・作助音信帳(1845・6)および佐藤嘉平次家文書音信帳一般である。年代は弘化年間以降となる。これらは現代の屋号に近いものと思われる。そして、もう1種類は天保4年村方蚕種改判鑑である。これは本村を中心として、地域の基幹産業の1つである、蚕種業に従事する者の商標ブランドとして用いる印鑑・判形が捺印された一覧である。天保4(1833)年のものであり、同年蚕種商人届けも記録として残っているため、天保の大凶作が始まった時点での上塩尻村全体の蚕種商人の一覧とみなすことができる。音信帳が佐藤家との関係から導き出される屋号であるのに対して、村方蚕種改判鑑は村全体ではあるが、蚕種商人のブランドに限定されることになる。そのため、ちょうどこの頃蚕種業をやめ、醸造業を稼業とするようになった山崎忠之丞家の布袋屋は、現れないことになる。

より一般的な屋号と見なせる現在の屋号から、幕末期音信帳、さらに天保期村方蚕種改判鑑の内容を一覧にし、接続した。

まず、現代に伝わり、より建築物としての屋号の意味合いの強いものという観点から見ていく。35件になる。そのうち5件は、村方蚕種改判鑑がまとめられた天保4年の時点で蚕糸業をやめていた山崎忠之丞家の布袋屋や、なんらかの事情で屋号を続けられなかった者、村外の者も含む。したがって、現代に建築物の屋号と

して伝わり、かつ天保4年に蚕種業のブランドとして屋号と見なしうるのは、30件である。

佐藤家で確実なのは藤本(善右衛門)・かど屋(八郎右衛門)・大十(次郎兵衛)・藤木屋(清左衛門・徳太夫)の4件。もっとも、藤本は葛縄以降であるので、その前は単に佐藤だったのでないか。また、後年には半弥と目される嶋屋は、天保4年の時点では、春原儀左衛門(半六)の商標であった。売却したものか。また、桂屋は、「半兵衛」と1840年代の音信帳にあるのだが、これは、山崎でなく、佐藤の可能性もある。

30件中8件、と最も件数の多いのは清水家である。天保期も含め、幕末期まで蚕種業に力を入れていることの反映とみなしうる。井筒屋(長左衛門)・大久保屋(金左衛門・良右衛門)・住屋(久左衛門)・いけだや(銀右衛門)・湊屋(忠助)・白屋(孝(幸)助)・よしだ屋(喜左衛門)・駒屋(玄仙・長十)である。

山崎家では、先の桂屋の、佐藤の可能性もある半兵衛はおくと、山本屋の五郎右衛門と、山崎屋の善太郎の2件となる。蚕種業からすると、ということで、醸造業の布袋屋・山崎忠之丞も屋号はあるのだが。

村内主要同族である馬場家は、桔梗屋の弥五左衛門を指折る。もっとも、天保4年の段階では、この屋号は、塚田初右衛門(九平次)が用いている。屋号というものを、建築物として、所在を他と区別するためのものとしてとらえるならば、馬場家は、大村には馬場小路があり、また本宿の開墾の主体となったこともあり、それらで代用できるから、というのがこの屋号の少なさの説明でありうる。

天保期以降、幕末までは同族およびそれぞれの家においても全体として勢いがあるとしてよい時期であるはずだが、個別に見ればやはり盛衰はある。原家は、庄屋もつとめ、コンパクトながらもまとまった同族としてあるが、この屋号についてみると、総本家の與左衛門家の大原屋ということになる。また、中屋の源十郎家がある。

滝澤・塚田家は、中興の祖、塚田茂平次のきく屋が指折られるべきであり、また、滝澤で見れば、うろこ屋（金右衛門）およびみの屋（文平）がある。さらに先述のように九平次の桔梗屋があるが、こちらはどのような経緯か、馬場の弥五左衛門家のものとなって伝わっている。

また、野菜生産や金融などにシフトすれば、天保期の蚕種改判鏡の枠からは外れてくるのも道理である。それが屋号のあり方にも反映する。春原は一部大村にあるものを除き、大河原とされる新屋あらやにまとまっているため、屋号で通用するのは、今でも金星きんせいとされる杓左衛門家に、道祖の藤兵衛家が神屋、この2件にとどまる。

他は、小祝家で、いわい屋（茂助・茂三郎）・よろい屋（金兵衛）、北澤家の車屋（甚之丞）が一覧にある。

以上、現代の屋号がそのまま各家の稼業と直結するわけでないことは確認できた。が、一方で、この村は16世紀末、文禄年間の大洪水以後、現在の大村集落を中心に、18世紀以降、洪水で流された本宿の再開発とともに、蚕種業を基幹産業として経済を発展させ、人口も一定程度まで増やしてきた。その結果、本家分家関係からなる同族の形成とあいまって、今に至る家が生成された。この過程は、家業としての屋号と住居としての屋号にも少なからず影響を与えたはずであり、村民当事者の記憶にも刻印したことは否定しえない。では、その刻印は、具体的にはどのような内容であったのか。どのような記憶であったのか。この疑問に答えるべく、すでに代継名前帳および上塩尻村屋敷地図を連結させてあり、そこに天保期村方蚕種改判鏡の情報で適合できるものを組み込んだ。

あらためて、天保4年蚕種改判鏡で特定できる判は合計56件である。これは、同年に蚕種関係で商標・ブランドともいべき一種の屋号を判形とともに図鑑にしたものであり、蚕種関係者とみなすことができる。その後、幕末開港期を経て、現代に至るまで屋号を地域の人々の記憶に留め、時に言及される屋号として残存す

るのは、30件であるが、それは、天保期の数のほぼ半数ということになる。佐藤家は8件で、4件を残す。山崎家は5件から3件へ、と半分ほどに減らすのに対して、清水家は8件そのまま勢威を残すのは目を引く。一方で、7件を数えた馬場家で1件のみ、しかも春原家の桔梗屋を継承する弥五左衛門だけになる。が、原家でも5件から、総本家の興左衛門の大原屋と、実質1件のみになっているのである。春原家は5件から2件へ、滝澤・塚田家も7件から3件へ、ということで減らす。他の高遠家で3件を数えたのが後に残らないのは、本宿を中心にしていたからか。また小祝では3件が2件に留まる。

天保4年時の判形は56件あり、その後30件で人々の記憶・記録に屋号として残っていく。それらはまた、ほとんどが村の地図の上でも屋敷地についての見当をつけることができる（地図13）。すなわち、住居や住居地という目に見える形で屋号に関連づける条件を整えていたのである。見方を変えれば、蚕種業を滞りなく営むには、村内における信用の基盤として屋敷地が定まっている必要があったということにもなる。それはまた、現在上塩尻において古老の話や聞いた話、実地調査をする際にも、どのお宅はどのあたり、どんな屋号で、という話が当時とさほど変わらない情報として収集できる、ということでもある。

これまでの検討で言えるのは、屋号の寿命は、もしかすると一般に信じられているよりも短いものであり、また変化の大きいものでありうる、ということである。もちろん、屋号をブランドと言い換えれば、その変転は現代でこそ急激であるため、過去は変化があるにせよ、比較的ゆるやかであったとは言えるが。なによりも、屋号を持たせる産業の発展が、本上塩尻村では、18世紀以来の同族そして家を成り立たせる家計の形成と密接な関係にあったことをここでも確認できるのである。だから、他で稿を改めて検討するように、同時代の通称で村内で

呼び合っているのであれば、私的な覚え書きにも屋号が登場しそうなものであるが、たとえば佐藤善左衛門家文書の伊勢暦などには、記載のある18世紀および19世紀前半、上記の屋号はほとんど見られない。が、少なくとも、天保年間にあった蚕種関係の屋号または商標・ブランド60件のうち、半数が幕末まで残り、村民の生活空間についての印象・記憶を残し、現在まで続いているのである。

試みとして万延元(1860)年の地図をベースに、屋号をあてはめてみた。先に述べたように、建築物としての屋号か、あくまで蚕種ブランドとしての屋号か、と言う問題がある。また、その成立年度と人々の記憶・印象というのも揺らぎやすいと言える。それでも、あてはめてみると、大村に限ってみれば、消えてしまったものもあるが、概ねイメージ通りになるのではないか、と思われる。

## 4 対 比

### 【共通点】

英国においても、また日本においても近世期の農民は土地や家屋敷を保有はしていても、所有はしていなかった、という点で共通する。屋敷地もしくは家屋敷、という単位において、それが貢租・年貢負担の単位として制度が成り立っていたという点がまず共通する。したがって、本百姓、英国においてそれに匹敵する保有民をヤードランド保有者とし、その半分でも日本の半軒前が英国の半ヤードランドでも相通じるのである。さらに、家屋敷の保有については、転借・借家の問題が常につきまとう。家屋・保有地の保有者が占有する者と異なることは商品経済が発展し、保有から近代的所有に転じるとその可能性はより高まるというのも経済法則の貫徹という点で共通にならざるをえない。

さらに進んで言えば、どちらも本研究としては対象時期よりも幾分あとになるが、ウィリングム教区では1841年地図が、上塩尻村で言え

ば、明治7(1874)年地租改正時家屋地図が各屋敷の詳細な図面とともにあるため、さらに踏み込んだ居住(空間)の対比も可能、という展望をもたらしている。

### 【相似点】

絶家をなるべく出さないように、という姿勢が上塩尻では見られる。その際に機能するのが同族であったが、英国の場合でも、可能な限り助け合う、という態度は遺言書作成支援といった公式上のものからより長期的な支援というようにして見られるところは相似する、と言える。

屋号について、上塩尻村で少なくとも古老が会話で用いるように、ウィリングム教区でも古老が一種の屋号を用いていた。その一部は『ウィリングムのニックネーム』にも収録されているところである<sup>19)</sup> クリスマス・ネームということで村内に同名の者が多く、とくに同姓同名の者同士の区別のために、ニックネームが必要であった。また、古いもので17世紀まで少なくとも部分的にさかのぼれるウィリングムの家屋、とくに茅葺きのものは、家屋にニックネームがついている。もっとも、果たしてどこまでその屋号がさかのぼれるのか、また屋号が家の号なのか商標・ブランドなのかその区別がつきにくいところも似ていると言える。

### 【相違点】

決定的に異なるのは、やはり日本における「家」は意識的な永続体であり、家業・家名・家産・家格からなるもので子々孫々まで継続することを目的としていた。そのための公式な養子縁組制度が農民レベルまで保たれていたのである。その点、「家族の土地 Family land」を保とうとした事例はウィリングムに長らく家系をとどめたグレイヴ家などには見られたものの、養子縁組まではなされていない。そのため、自分達による家系図の作成もなされたとは思いが

19) M. Hopkins, *The Nicknames of Willingham. A Retrospective View* (Willingham, 1992)



たい。それに代わるものとして遺言書という最小単位の家系譜の活用となったものと推察される。

## 結 論

本試論は、今回新たに発見された史料である上塩尻村絵地図に触発され、これまで塩漬け同然になっていたウィリンガム教区の住居図および世代継承の図解に新たな観点からのアプローチをし、今後の対比研究を遂行するための方法について試みたものである。

必ずしも学術的な物言いではないが、史料・データが語りかけてくるところのものに耳を傾け、手を動かしていると、自ずからできあがるものがある。そのできあがったものは、しかし、そのままでは実用にならない。少なくとも、本稿でとりあげた世代継承の図解はもちろん、各人の住まいを特定した屋敷図にあってもそうなのである。が、今回、対比の俎上に載せることで、照射できたのは幸いである。最近の言葉ではメタ・レベルを上げた、ステージを上げることで視点が変わり、これまで見えてこなかったものが見えるようになったのである。

その結果、まず、共通点・相似点・相違点と出発からして多角的検討をする本研究方法は、自ずから立体的アプローチを要求する。3次元である。3次元の物体に光をあてれば影の部分が生じる。その影の部分にはまた別の角度から光をあてる必要が出てくる。対比研究は、新たな対比を求めるものであることが認識されてきている。それは終わりのない作業ではあるが、知見もまた無尽蔵である、とも言える。その可能性に期するものである。